

国立特別支援教育総合研究所教育相談年報刊行について

1. 教育相談年報刊行の目的

本研究所における教育相談事業に関する年次報告とともに、障害のある子どもに係る教育相談について実情的な情報を提供し、各地に整備されつつある障害のある子どもの教育相談機関および、特別支援学校に期待されているセンター的役割としての教育相談活動のいっそうの充実発展に資するため、教育相談年報（以下、年報という）を刊行する。

2. 教育相談年報編集会議

- (1) 年報を編集するため、教育相談連絡会内に年報編集ワーキンググループを置き、そのチーフは理事長が指名し、他の委員は教育相談連絡会の委員より部長が指名する。部長が編集長を兼ねる。
- (2) 年報編集ワーキンググループにおいては、年報の内容を企画・調整し、原稿の依頼及び論文の掲載順や体裁を整える。

3. 教育相談年報編集方針

年報は次の編集方針に基づいて毎年1回刊行する。

(1) 掲載論文について

以下のような内容を掲載する。

- ①本研究所における教育相談の事例
- ②障害のある子どもを対象とした教育相談についての原著論文、論考、資料、展望など
- ③他機関（教育センター等）における事例

(2) 掲載論文について

- ①前項 (1) の①及び②の掲載論文は、原則として本研究所職員に限る。
- ②前項 (1) の③の掲載論文は、共同研究者に本研究所等職員が含まれていることとする。

(3) 掲載論文の検討

掲載論文の採択等については、年報編集ワーキンググループで整理の上、投稿した職員の所属する<系>の責任者が行い、最終決定は、教育相談部長が行う。

(4) 教育相談事業について

- ①教育相談事業の年度毎の統計資料および今後の在り方等
- ②全国特別支援教育センター協議会全国大会の情報

序にかえて

ここに、教育相談年報第28号を刊行する運びとなった。

平成18年度は第2期中期目標・中期計画の初年度であった。教育相談部においても、中期目標・中期計画を実現するため、業務を見直しつつ、より充実した教育相談活動が実施できるよう取り組んでいるところである。特に、ナショナルセンターとしての教育相談部の役割として、研究や研修に資する活動としての教育相談、地域の教育センターや特別支援学校等の教育相談担当者を支援しうる教育相談活動、海外等に在住する（予定している）障害がある児童生徒を養育している日本人や日本人学校等への支援活動を主に、教育相談活動を行うこととなった。

本年報は、教育相談部が実施している特別支援教育に係わる教育相談活動を報告し、当研究所はもとより、関係諸機関での教育相談活動の一層の充実に資することを願って、毎年刊行しているものである。第2期中期目標・中期計画に沿って、これまでの活動報告のあり方等も検討し、新たな報告様式とした。

本年報では、論考として、特別支援学校における地域支援のあり方としての学校コンサルテーションの実践報告、スヌーズレンの活用について、日本人学校における特別支援教育の実態調査報告の3つを掲載した。

また、年次報告として、平成18年度に教育相談部において実施した教育相談活動の報告、教育相談研究室における研究活動報告、第30回全国特殊教育センター協議会総会における教育相談分科会での報告、全国特殊教育センターの教育相談関係調査結果報告も併せて掲載した。

末筆ながら、この教育相談年報が、障害のある子どもの教育相談に携わっている方々の教育相談活動に何らかの参考となり、寄与できれば幸いである。

なお、本冊子は、平成18年度の事業報告等であるので、使用している用語が一部、旧態のまま（例えば現在、「特別支援学校」が「盲・聾・養護学校」に、「発達障害」が「軽度発達障害」と使用されている、等）になっている箇所がある。制度の移行期の事とご了解頂きたい。

平成19年6月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

教育相談部長

後 上 鐵 夫

目 次

序にかえて…………… 後 上 鐵 夫

論 考

1. 特別支援学校における学校コンサルテーションのあり方
—地域支援としての実践を通して—
…………… 浦 郷 京 公
後 上 鐵 夫 …… 1
2. 教育相談におけるスヌーズレンの活用
—重度・重複障害のある子どもの主体性を尊重した環境づくり—
…………… 大 崎 博 史
石 川 政 孝 …… 7
3. 「日本人学校における特別支援教育」に関する調査
—2006年度の調査とその結果—
…………… 後 上 鐵 夫
小 林 倫 代
大 崎 博 史
小 澤 至 賢
大 柴 文 枝 …… 13

活動報告

- 教育相談事業報告 …… 17
- 教育相談研究報告 …… 21
- 全国特殊教育センター協議会との連携
第30回全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会
—教育相談分科会の内容を中心に— …… 25
- 「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」結果 …… 31
- 教育相談運営スタッフ一覧…………… 37

特別支援学校における学校コンサルテーションのあり方

—地域支援としての実践を通して—

浦 郷 京 公 後 上 鐵 夫
(佐賀県立伊万里養護学校) (教育相談部)

1. はじめに

特別支援学校が地域のセンター的役割を果たすように求められたのは、「特別支援教育を推進するための制度のあり方について」(2005)に、明確に記載されていることである。また、この答申に先立ち、「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」では、「関係機関の有機的な連携と協力」や「地域の総合的な教育支援体制の構築と当該地域の核となる専門機関の必要性」が提言されている。この核となる機関のひとつに特別支援学校が位置付けられている。

地域支援とは何かを考えると、一人の子どもを支援する様々な関係機関との連携協力が何よりも重要である。それには、学校等が困っている状況に対し、相手先からの連絡を待つだけでなく、積極的に向かい、当方の機関の専門性をアピールしたり、啓発活動を行うことが必要である。何よりも、子どもが育ちに応じて支援を受けている機関のそれぞれの分野の専門家同士の連携はうまくいっているであろうか。

ここでは、専門家同士、特に教育の専門家同士の中で行われる支援としての学校コンサルテーションについて、その実践から課題を考えてみたい。

2. 佐賀県立伊万里養護学校における 地域支援の考え方

佐賀県は九州の北西部に位置し、県名の由来でもある楠木が繁る風光明媚なところである。その中でも伊万里養護学校は、明治時代、伊万里県があった当時の中心地にある。校区は広く、多くの小中学校が有り、それらとの連携を図る必要がある。平成19年度から、うれしの特別支援学校が新設され、新設校との校区分け等新たな検討課題も考えられるが、18年度までの本校での教育相談活動についてその歩みを振り返りながら、地域支援をどう考えてきたかを報告する。

特別支援教育の推進を図るため、特別支援学校でのセンター的役割が求められている。そこで本校ではまず、全教職員が特別支援教育に対する高い意識を持ち、特別支援学

校としての役割を果たすため、センター的役割とは何か、それを推進する校内体制をどう構築するかについて検討してきた。

特別支援学校におけるセンター的役割については、平成17年12月の中央教育審議会答申に記載されている6つの役割について共通理解した。その6つの役割とは以下の通りである。

(1) 小・中学校等の教員への支援機能 (2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能 (3) 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能 (4) 福祉、医療、労働などの関係機関等との連携・調整機能 (5) 小・中学校等の教員に対する研修協力機能 (6) 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

この共通理解をもとに、センター的役割の具体化を考え、以下のようにその実現を図ることとした。

伊万里養護学校では地域支援を行う校内分掌組織を、「特別支援教育部」としている。「特別支援教育部」が分掌組織として活動してきた歩みを概括すると、

平成14年；研究部に「教育相談」が加わり、研究機能、研修機能と教育相談の3本柱とした。

平成15年；研究部から教育相談が分離して、「教育相談部」が設置された。

平成16年；教育相談部が「特別支援教育部」へ名称を変更した。特別支援教育部主任が特別支援教育コーディネーターとして指名され、活動を開始した。さらに、教務部の業務のうち、「就学相談」と「学校だより」が「特別支援教育部」へ移行された。特別支援教育部は新たに、「学校理解のための見学研修会」を始め、「地域支援事業パンフレット」を作成し、地域に発信した。

平成17年；特別支援教育部へ「個別的教育支援計画」の策定推進が加わった。「事例研究会」は研究部の主管となった。6月より佐賀県の事業で「発達障害児教育支援事業」(小中学校への巡回相談事業)が開始された。また、個別的教育支援計画策定のための支援会議、福祉行政主催の「サービス調整会議」の開始。外部からの相談窓口として「連携の事業」「体験学習」「中3の進路相談入試検査」が新たに特別支援教育部の主管事業となった。

こうした活動の拡大・充実に伴って、外部からの教育相談希望者が急増した。また、地域の小・中学校での特別支援教育等の校内研修会への講師依頼も増加し、特別支援教育部員が分担しながら対応している。しかし、自校の児童生徒の教育相談まで手がまわらなくなるという事態になり、今後の教育相談活動の在り方を検討課題とした。

平成18年；特別支援教育部に教育相談主任が配置された。

また、前年度の「センター的役割」の取り組み状況を全校職員に報告し、共通理解を図った。前年12月の中教審答申で前述した「センター的役割」が明らかになり、その具体化と推進が図られることになった。例えば、「特別支援教育の推進のために希望者研修会」を企画し開催した。また、「支援会議」を本格実施して支援の具体化を図り、推進した。さらに、県内2地域での「自立支援協議会」に出席し機関間の連携の充実を図った。その他、連携事業として、就学前療育機関、支援センター、3地区特別支援教育研究会との連携を推進した。

外部からの相談等の窓口や推進し実行すべきセンター的役割等の活動は特別支援教育部で行う活動となりつつある。これからは、校内の共通理解と全校上げての支援体制の構築を模索すべきではないかと考えている。

さらに、伊万里養護学校では、特別支援教育部を中心に行う具体的なセンター的役割の内容を協議して以下のように考えた。

(1) 小・中学校等の教員への支援機能

- ① 発達障害児教育支援事業（小・中・高校への巡回相談）の内容
 - ・特別支援教育についての概要
 - ・発達障害児の理解と支援
 - ・問題行動の分析と対応方法
 - ・授業場面での個々の実態に応じた個別の関わり
 - ・アセスメントの方法と心理検査の実施
 - ・個別の指導計画や教育支援計画の策定
 - ・校内支援体制作りへの支援
 - ・通常学級の中での支援方法
 - ・学習面での工夫（教材・教具等への支援）
 - ・周囲の子どもたちへの啓発や理解促進
- ② 校区の特別支援教育研究会事務局との連携

(2) 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能

- ① 地域支援活動パンフレットを作成・発信し、火・木・金は、校外からの見学、電話相談、来校教育相談を実施

- ② 校内の教育相談、就学相談、進路相談の実施
- ③ 県事業第2回巡回就学相談会への参加
- ④ 中3見学検査・体験学習
- ⑤ 認定就学児童生徒への支援
- ⑥ 地域小・中学校等への検査器具の貸し出し
- ⑦ 知能検査、心理検査の実施
- ⑧ 「いまり養護学校だより」で本校の取り組みや児童生徒の様子、特別支援教育について、進路情報などを取り上げ、地域の小中学校や関係機関へ発送
- ⑨ 保護者のニーズにより、保護者学習会を実施し、近隣の療育機関へも案内
- ⑩ 「伊養リンピック」、「ばってん祭」PR活動、ボランティア対応

(3) 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能

- ① 校区の特別支援教育研究会へ本校職員が出席し、担当者間の交流を深める。また、特別支援教育にかかわる幼児児童生徒の支援について情報交換を行い、連携を図る。
- ② 就学前の療育機関（ひまわり・たんぼぼ・すこやか）との連携
- ③ 学校間交流や居住地校交流を推進し、地域の学校と支援の共有化を図る
- ④ 近隣の高校生を対象に、ボランティア養成講座を実施（教務部が中心）
- ⑤ K市障害のある子どもの相談会への参加

(4) 福祉、医療、労働などの関係機関等との連携・調整機能

- ① 個別の教育支援計画策定のための重点学年（小1、小4、中1、高1）を中心に関係機関と連携しての支援会議を実施（18年度重点学年49名）
- ② 福祉・行政、施設関係と進路についての移行連絡協議会を実施
- ③ 福祉事務所との連携で、各地区の自立支援協議会への参加
- ④ 広域移行支援連携協議会を実施（進路部中心）
- ⑤ 発達障害者支援センター「結」との連携
- ⑥ 発達障害児支援事業での専門家チームとの連携
- ⑦ 相談支援センター（瑠璃光苑・くろかみ・たちばな）との連携

(5) 小・中学校等の教員に対する研修協力機能

- ニーズにあった公開講座の企画運営
- ① 研究部を中心に毎週水曜日を研修日として、進路、性教育、特別支援教育、教育相談、障害種別グループ研、

学部研、個人研修等、専門性を高める研修会を実施

- ② 特別支援教育希望者研修会を実施（年7回）
特別支援教育伝達講習会（年2回）
- ③ 本校が主催する外部講師を招聘しての職員研修会の一部を、校区の小・中学校や関係機関などに公開し合同研修会を実施。

(6) 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能

- ① 本校児童生徒用に作製した教材教具を写真ファイルにして、校区の特別支援教育研究会事務局へ紹介
- ② 学習面、生活面、保護者支援などについての資料を準備し、必要に応じて提供
- ③ 相談に応じて、本校の中・高等部の体験学習を受け入れる

こうした取り組みを行うとともに、平成19年度からの特別支援教育の本格的実施に向けての体制を考えていくことにした。

- (1) センター的役割を「相談機能の充実」と「専門性向上」の二つに分け、これを全教職員・全分掌部で担う。特別支援教育部・コーディネーターは外部との調整役

を主とする。

- (2) 平成19年度の特別支援学校に向けて校内体制について、運営組織と支援組織を明確にし、各分掌部でも校内外の支援方法を明確にしていく。
- (3) 特別支援教育推進委員会では、支援組織としてセンター的機能の推進について協議する。内容は、校内の教職員の専門性向上と校外への相談支援の充実について協議する。具体的には、各分掌部でセンター的役割を分担する。

- ① 子どもの支援、専門性、目指す方向性などを確認しながら、各分掌部で専門性向上の取り組みを企画、推進していく。
- ② 発達障害の子どもも、本校の子どもの延長線上にいる支援の必要な子どもであると認識し、常に、校外への子どもの支援にどう役立てられるかといった視点で推進する。
- ③ 校内研修で有効な研修については小中学校の先生方へも案内し、公開講座とする。それぞれの分掌部が行っている支援活動等は以下のとおりである。

	専門性向上	校外への支援
教務部	個のニーズに応じた教育課程についての研究推進	ボランティア養成講座 学校間交流 体験学習 入試業務
研究部	事例研の充実 個別の指導計画の推進	子どもの変容が見られた支援事例の紹介 学校コンサルテーション研修（公開）
学習部	教科学習への支援 アセスメントの研修	教材・教具の紹介 教科学習に関する支援資料
情報教育	パソコン利用研修	HPでの情報発信 学校だより
生活	障害者の人権について 教育相談の推進	居住地校交流の推進 教育相談 人権教育
保体安全	運動面、性教育の支援の研究推進	運動面、性教育面の支援資料 性教育研修（公開）
進路	進路ミニ講座、自立支援法情報 個別の移行支援計画の推進 高等部の支援会議	進路関係情報発信 進路相談 進路研修（公開）
特別支援教育部	特別支援教育の流れなどの情報提供と研修 個別の教育支援計画、小・中の重点学年支援会議推進	発達障害児教育支援事業の推進 個別事例検討会 校外からの見学相談 就学相談 特別支援教育（公開）
舍務部	生活支援について	余暇活動の支援

3. 伊万里養護学校の特別支援教育の実践について

まず、特別支援教育として校内で行う実践活動は次のようなことである。自校生への支援活動として、①学部の壁を越えた教育実践 ②個別の指導計画、個別の教育支援計画（校内支援会議での検討）、個別の移行支援計画の作成 ③事例研究・教材、教具の開発を推進していくこととした。また、他校生や地域への支援活動として、①児童生徒の体験学習 ②学校間交流・ボランティア養成講座の開設 ③学校見学・教育相談・就学相談の実施 ④介護体験、教職員の体験研修の実施 ⑤合同研修会（公開講座）の開催を行っていくこととした。

次に、校外で行う実践活動は以下のようなことである。自校生への支援活動として ①居住地校交流、②就業体験 ③連携機関との支援会議の開催 ④卒業後の余暇支援（青年学級・開放講座）⑤サマースクール、福祉行事などへの地域支援を推進することとした。また、他校生や地域への援助活動として ①県主催の発達障害児教育支援事業（巡回相談）の推進 ②就学前療育機関との連携 ③特殊学級との連携 ④相談、支援センターとの連携 ⑤障害児教育に関する情報提供 ⑥心理検査、教材の紹介を行うこととした。

4. 本校における具体的実践例

(1) インクルージョン教育を旨としてー地域A小学校の事例

① A小学校2年生のクラスには発達障害があると思われる子どもが2名在籍している。この2名をめぐって日常様々なことが起きている。

ある給食時のこと。給食のお代わりをする希望者がジャンケンをした。リーダー格の児童が「ジャンケンに負けても怒ったり、泣いたりしたらいかんけんね。文句言うこともいかんよ。約束やけんね。」とその場でのルールを確認していた。そうすることによって、2人は、たとえ給食のお代わりが出来なくても八つ当たりすることが無くなったそうである。

私たち教師は「このようなときは、事前にルールを明確にしておく」などと、特殊な技法のように語っているが、子どもたちは自分たちの体験の中から、クラスの仲間とどうしたらいい関係でいられるかを学んでいると思う。こうしたことは地域の中で年長の子と年少の子がみんなで遊んでいた頃には、あたりまえのことだったのかもしれない。みんなで決めた約束事は本人の事前の心構えを理解させるだけでなく、みんなが対等でありたいと願う仲間からの

メッセージでもある。こうした集団の中で身につける我慢する力は確実に自信につながっていくと考えられる。

② B小学校2年生で芋ほりをしたときのこと。掘れば芋が出てくると思っているCくん。掘っても出てこないことに「芋がない！芋がない！」とパニックをおこした。Cくんの困難さを担任の先生から聞いていたDくんは、Cくんのその様子を心配して、そーっと近くに小さな芋を埋めて、さりげなく「Cくん、ここらへん芋がありそうだよ」と声をかけたとのこと。掘ったら芋が出てきたCくんの感激は言うまでもない。

日頃からクラス仲間とつきあって、仲間の思いを体験していたからこそ、自然と仲間への心配りが出来たのだと思う。相手の気持ちを考えるということが、日常の子どもの生活の中に、無理なく育まれてきた結果であると考えられる。

(2) 巡回相談を実施して気づいたこと

担任に認められたい一心で頑張ってきたAくん（小2）。しかし、高度な状況が読めない。サポートの先生がついて内面からの支援も受けられるようになってかなり頑張れるようになってきてはいる。しかし、授業内容が苦手な音読や読解力を要する内容になると「わからん、わからん」とパニックになり、机を蹴つ飛ばしたり、周りの子にちょっかいを出したり、離席して先生にしつこく質問に行くという状況になる。サポートの先生と別室で本児に合った形態で勉強すると落ち着いてくるという。

こういった相談は年長になるにつれて増える傾向にあるように思う。支援がうまく行かないと、どうして自分だけできないのかというジレンマにイライラ感が募り、高学年になると、周りとの違いに気づいてくる。しかし、どうしていいのかわからない。まわりの子と違った対応をとられることも受け入れがたく、セルフエスティームが低くなってしまふ。そういった状況で、対応しても「もういい」と自暴自棄になったり、授業がつまらないなどと言って、授業中ほとんど放心しているか、不登校傾向が出始めたり、周囲に対して過敏になり警戒心や攻撃性が高まってくるといった状況が出てきがちとなる。連携がうまく行かないと、中学1、2年ぐらいから再び不登校が増えてくる。子どもによっても違うようだが、このような相談が多い。

筆者自身、こういった相談の共通点にやっと気づいてきたというのが本音で、地域の学級担任と、とりあえずできるところからの対応策を考えているという現状である。大まかな手順としては、行動等の特性からくる部分と心理面から見られる困難さをふまえながら子どもの状態をアセスメントして、学級担任と共通理解したあと、指導すべきことの優先順位を考えて、子どもへの支援、学校としてやっていくこと、保護者と連携していくこと、周りの子どもと

の関係性といった内容の支援方法を学級担任と一緒に検討している。

地域支援にかかわって考えることは、インクルージョンをどうすすめていくかといったことである。特別支援教育を推進する中で、特別支援学校の教員が地域の学校の子どもたちを支援していくという方針は、地域でのつながりを大切にするという意味で重要であると考えている。

それぞれの子どもの個性を柔軟に受け止められるように、常に我々がポジティブな発想で必要に応じて利用できるリソースが整っていけばと思う。そして、そのためにはどの子ども通常学級に籍を置き、できる限り通常学級での支援を模索し、つながりを重視すること我々は目指したいと思う。

5. 小・中学校への取り組み事例の紹介

専門機関と連携した事例

① 状況が読み取れず、友だちとトラブルになる子どもの支援 (A小学校)

1回目 夏季休業中の学童保育での支援についての相談
学童保育は、担任の管轄から離れ、問題が増える状況を予測した担任が、支援事業を利用し、相談員と学童での生活スケジュールを立てた。その結果、無事、夏休みを乗り越えることができた。

2回目 2学期になって、これから学校生活での基本的ルールをどう教えていくかについて、専門家の意見を聞きたいということで、「それいゆ」との連携についての相談。

「それいゆ」から事例にあった学校生活面での目標の立て方やがんばり表などについてアドバイスを受け、注意の仕方や支援の方向性が見えてきたと言われた。

② 集中が短く、コミュニケーションが難しい。ポケットに石を持っていることがあり、かっとなって友だちに怪我を負わせることが続き、支援・対応に困っていた事例 (B中学校)

小学校低学年時にADHDの診断を受けていた。

1回目 担任の先生が直接養護学校へ相談に来られる (平成17年5月)

2回目 巡回相談時に、通常学級での授業中の様子と、特殊学級での作業学習での様子を参観し、支援方法について話し合った。(平成17年10月4日)

- ・個別のルールブック作成について
- ・思春期に気をつけておきたいこと
- ・本人の不安の理解について・周りの子どもの理解について

・校内支援体制について など

3回目 担任の先生を中心にした校内支援体制が実働し、本児の理解啓発の授業を行い周囲の理解を得たことで、随分落ち着いたとのことだった。しかし、まだ、石を持つことがあり、医療的な面からも支援が必要ではないかということで、医療と連携したいとのこと (平成18年2月6日)

4回目 医療との連携。保護者、担任のチェックリスト記入。生徒の授業中の様子を参観。担任からの聞き取り後、支援についてのアドバイスをいただいた。(平成18年3月13日) 次年度の教育的支援の方向性を検討する。

現在、以前より、自分で我慢している姿が見られているとのこと。また、地域生活でも対象生徒の活躍する場面をつくってもらうなど側面からも支援され、その活躍している様子を学校長が学校便りで紹介されていた。

保護者の障害に対するイメージが改善した事例

① 保護者は家庭でどのように子どもに対応すればいいのか困まっている。担任は家庭の協力を求めたいが、なかなか伝わらない。特別支援学校への就学も検討されている。今後の対応についてC中学校と巡回相談員と保護者が話しあったことで、保護者の障害に対するイメージが改善し、また、担任にとっても特別支援学校への就学に向けての支援の方向性が見えてきたと言われた。

校内委員会が実働した事例

① 心理検査及び、具体的支援についての相談 (D中学校)

1回目 巡回相談で心理検査を行う。

2回目の巡回では、校内委員会でアセスメントの結果を伝えながら、支援の方向性について話し合った。その結果、支援の方向性を共通理解し、校内委員会が実働した。その後、保護者の理解も得られ、一部取り出し指導を行っての支援も始まる。

6. 幼稚園(保育園)・高等学校への取り組み

① 県立高校の先生方が障害特性などについての研修会で、初めて子どもの見方などについて考えることができたと言われた。(A高校)

② 理解不可能な行動の意味を知ることができ、先生方の子ども理解が促進した。(B高校)

③ 就学予定児の幼稚園の様子を確認し、支援について共有し連携している。(C幼稚園、D保育園)

このような状況や今後の動向をふまえ、特別支援教育コーディネーターは、学部間はもちろん、自校の内外を問わず、保護者や幼児児童生徒などの相談やカウンセリングを含む支援や医療・教育・福祉・労働などの関係機関との連携や支援を行うことが重要で、特別支援学校全体の共通の認識や特別支援教育コーディネーターとしての校務に専念できるような校内体制を構築する必要がある。

7. 今後の課題（まとめにかえて）

地域支援を実践するということは、様々な機関や専門家との連携を進めることにいうことに他ならない。個人レベルでの連携はこれまでもいくつか試みられている。しかし機関間の連携となると、双方に機関内での支援体制が整備されている必要がある。特別支援学校における地域支援は、支援する側も支援される側も十分な支援体制が組織内に整備されないまま実践しているのが現状である。まさに実践していきながら不備な点、気づいた点を改善しながらより良いものにしていく作業が必要なのであろう。伊万里養護学校においても、まさに改善を必要とすることの連続であった。しかし、こうした実践を通して確実にシステムとしての充実が見られてきている。

一方、地域支援が浸透すると、受ける相談内容が多種多様であり、また高度な専門性を持たないと対応しきれないことに気づいた。これまでの特別支援学校の担当者が有する専門性だけでは対応できないという悩みは大きい。センター的な機能の拡大などに対応するためには、教員の専門性の向上が急務である。伊万里養護学校が具体的に全ての分掌部で専門性向上のための取り組みを行いだしたことは、支援する学校側の危機感に他ならない。

また、特別支援教育における地域支援は、子どもや保護

者への支援だけでなく、子どもの学級担任に対しても支援する必要がある。学級担任が支援を求めて相談に来る場合も多いからである。そのとき戸惑うのは、同じ教師仲間、いや教育の専門家にどのような支援方法があるのかということである。学校コンサルテーションという考えで関わり、その手法や理論など今後学ぶ必要がある。以上、気づいた点を整理して、今後の課題としたい。

学級担任が支援を求める子どもについては、保護者が了解しているかどうかの確認も必要である。専門家の診断がそのまま支援に繋がるはずもないし、医師でもないものが障害を診断できるはずもない。我々にとって必要なことはその上で学校と保護者の両者にとって役立つ支援の力量がこれから求められる。

支援の方策は、見立てをもとに「誰が・どの時間帯に・どのような支援をするか」を具体的にすることで、支援計画を作成し、子どもに合った教材を考えたりするが、その具体策についての事例の積み重ねがない。そのため、子どもへの対応が困難なばかりか、支援する教員の精神的な負担感が大きい。こうした点を解決するため、支援する教員側のチームワークが求められる。

支援を求められて訪問したのだからと、コンサルタントがついつい自分ひとりで抱え込んでしまうことも多く、このことも精神的なストレスになっていることが多い。このことを解決するには、不明な点をたずねることのできる地域リソース（地域にある社会資源；専門家や施設等）との常日頃からの連携が重要である。

センター的役割を果たすことに積極的に取り組んできた伊万里養護学校の実践は、これからの特別支援教育を発展させるために、特別支援学校が必要とする有効な手立てはなにかが提言できたのではないかと思う。

教育相談におけるスヌーズレンの活用

— 重度・重複障害のある子どもの主体性を尊重した環境づくり —

大崎 博史 石川 政孝

(教育相談部主任研究員) (神奈川県立武山養護学校教頭)

1. スヌーズレンについて¹⁾

スヌーズレン (snoezelen) とは、障害のある人とその支援者が共に活動するときの理念とその実践法を指す言葉である。²⁾ スヌーズレンという言葉は、オランダ語の「くんくんにおいをかぐ」という意味のスヌッフレンと「くつろぐ」、「うとうとする」という意味のドースレンという2つの言葉からできている。このように、スヌーズレンは、「探索」と「リラクゼーション」の両方の意味を兼ね備えている。スヌーズレンの理念は、1970年代にオランダのエデにあるハルテンベルグセンター（知的障害者の入所施設）の職員を試みからはじまっている。当時、ハルテンベルグセンターの職員が、いわゆる障害が重度であるといわれている人々に、その人たちの主体性を尊重したサービスを提供しているかどうかを確かめるためのさまざまな実践的な試みを実施し、その試みの中から、いわゆる障害が重度であるといわれている人々に対して、五感等の感覚刺激を媒介とした環境設定や用具等を工夫することが必要という考えに至ったことが、現在のスヌーズレンの理念につながっている。鈴木（2007）³⁾によると、スヌーズレンの目的は、「障害者自身が、自分自身の時間を、自分自身の選択で活動できる場で過ごすことにより、生活の質を高めることにある。」と述べている。私たちは障害のある人たちとかがかわるときに、かかわり手が一方的に意図したプログラムに基づいて、かかわることが多いのではないだろうか。鈴木はスヌーズレンの理念について、「支援者が一方的にプログラムを立てて、特定の効果を求めるたぐいの治療法や教育法とは一線を画する。」とも述べている。それでは、スヌーズレンの目指すことは何なのだろうか。

鈴木（1997）⁴⁾によると、スヌーズレンの理念として以下の二点をあげている。

- (1) 重い障害を持つ人々に視覚、聴覚、臭覚、触覚など各種の刺激を用意し、それを楽しめる環境を提供することで、障害を持つ人々が自分自身の選択で活動できるようにする。
- (2) 知的障害を持った人と共にする活動において、介護者は治療効果や発達促進を一方的に求めるのではなく、知的障害を持つ人の反応をありのままに受け入れ、楽

しむこと

である。

スヌーズレンの理念は、障害のある人（特にいわゆる重度・重複障害のある人）にとって楽しんで活動できる環境を提供し、その人が自分の時間を自己の選択にもとづいて活動し、かかわり手も、その人の活動をありのまま受け入れることを目指すことにある。

スヌーズレンの理念を実現するためには、このように多様な感覚に働きかける遊具・玩具等を配置した環境の中で、障害のある人がリラックスできたり、アクティブな空間を保障されることにより本人自身が自由に探索できるような環境を整えることが必要である。自由に探索できる環境を用意されることによって、いわゆる重度・重複障害のある人の自発的な動きや表現が促され、その人の好みや興味関心をはっきりと現れてくる可能性がある。そこから手がかりを得ることによって、もしかして今までかかわり手が理解することができなかった重度・重複障害のある人の内面や動きについて、その人を理解することの一助につながる可能性がある。

以上のことから、スヌーズレンの理念は、障害のある人の障害の種類や程度を問わず、さまざまな障害のある人が活用できる。さらに障害がある人だけでなく、幼児や成人、高齢者までも幅広い人にも活用できるものである。

2. 研究所におけるスヌーズレン導入の経緯

研究所の旧重複障害教育研究部では、平成12～13年度の2年間にわたり、特別教材教具の試作研究として「重度・重複障害児のための応答する環境の開発についての実際研究」^{5) 6)}を進めた。この研究では、いわゆる重度・重複障害のある子どもが活動し、生活する場に「応答する環境」を容易に設定できるような携帯性を考慮したユニットとして構成できることを重視し、いわゆる障害の重い子どもたちのニーズに対応した教材教具を試作した。また、子どもたちの遊びや学習、社会参加を支援する様々な教材・教具を改良し、試作を行った。さらに、重度・重複障害のある児童生徒が、周囲の人やものに働きかけることができるように、人の相互性やものの応答性のある「応答する環

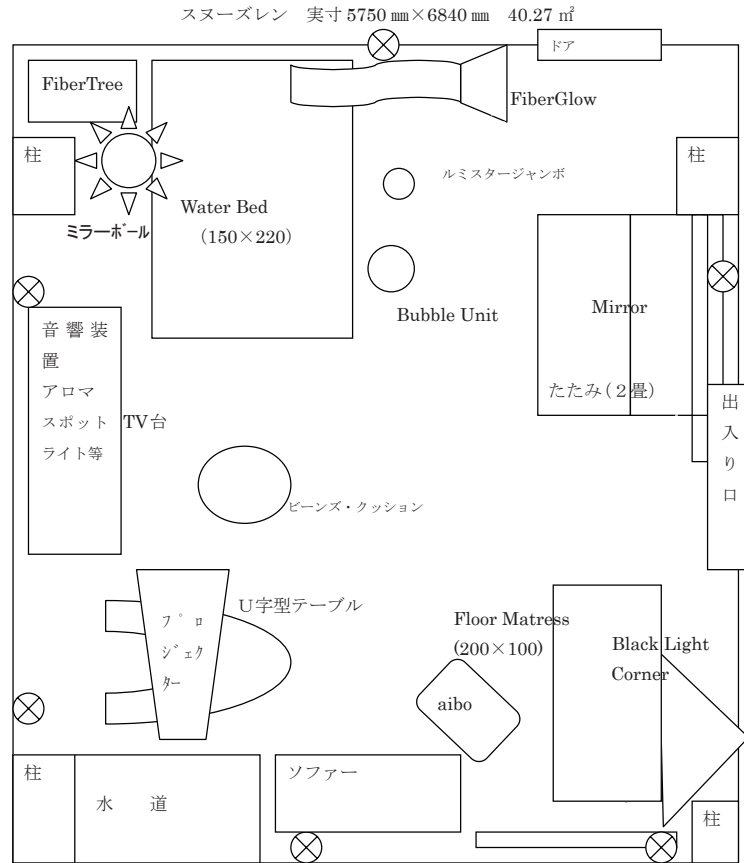


図1 スヌーズレン・ルームのレイアウト(案)

境」を設定することが重要であり、子どもが十分に周囲の環境を探索できるように援助し、子ども自身が周囲にある玩具や家電製品などを操作し、それを楽しめるように改造するなど実際に教育現場で工夫された具体例を示した。

また、平成14～15年度一般研究「肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実際研究」⁷⁾では、生活環境の中で身近な人やものとの相互の活発なかわり合いを促す実践研究を行った。この研究では、授業における学びの支援ということで、「教師が子どもを刺激して、子どもが反応するのを期待する教師主導での授業から、子どもはすべて多少とも知覚者であり、行動者であり、知覚する力があり (sentient)、自発的に動く (animate) ものであるという認識に基づいた子ども主導の授業に転換し、授業を子どもと教師と教材との出会いと対話の場とする中から指導の糸口を探る必要がある。」とし、「子どもは、日々の生活の中で子どもを取り巻く環境の中にある様々な情報に接しているが、どんなに障害が重度とみられても、子どもは周囲にある様々な情報の中から自分にとって意味のある情報を取捨選択している (しようとしている)。授業は、環境の中にすでに存在しているその子どもにとって意味のある情報から出発しなければならない。それを見い

だすためには、教師が子どもの情報の入力と行動としての出力を保障する手立てを造りながら、子どもと向き合い対話することである。対話という双方向のコミュニケーションを図る中で、子どもは自分を受け止める存在として、教師に安心感をもち行動を起こす際の拠点となるとしている。」としている。

このような、研究成果を実際の教育場面にもいかしてもらうことを念頭に置き、平成15年度には特別施設設備により、本研究所教育相談センター施設内に「スヌーズレン・コーナー」を設置した。この頃、本研究所では耐震工事を実施していたため、母子宿泊棟 (現生活支援研究棟) に教育相談センターの機能が全て移転したが、そこの待合室を利用してミラーボールやプロジェクター、ルミスタージャンボ及びステレオセット等を設置し、教育相談で来所した人が利用できるようにした。ただ、この「スヌーズレン・コーナー」は、あくまでも教育相談待合室の一角を利用したコーナーであり、防音設備等がなく、利用するには他の教育相談との兼ね合いも考慮しなければならず、その活用にあたってはさまざまな課題もあった。

平成16年度は、耐震工事も終了し、教育相談センターの相談施設が、研究管理棟に再び移転することになった。そ

の際、今までの「スヌーズレン・コーナー」であげられた課題を考慮し、スヌーズレンを利用できる部屋を確保し「スヌーズレン・ルーム」を設置した。部屋を設置するにあたって、図1のようなレイアウトを作成した。このレイアウトは、石川が平成14年にスウェーデンのモッカシーネントレーニングスクール等を見学した際に得た知見等を参考に作成された。この時点から、本格的に本研究所の教育相談におけるスヌーズレンを活用することができるようになり、教育相談センター施設が、名称変更により教育相談部施設になっている現在に至っている。



写真1

3. 研究所における「スヌーズレン・ルーム」の設備

研究所の「スヌーズレン・ルーム」には、以下のような設備が設置されている。

① ウォーターベッド（ミュージックバイブレーション付き）（写真1）

ベッドマットの中には水が入っており、ゆったりと楽な姿勢がとれるようになっている。また、ベッドにオーディオから流れる音と振動が付加されるようになっており、ベッドに横になるだけで音と振動が体感できるようになっている。

② アロマ・ストリーム（写真2）

よい香りを発生させる装置である。香りをかぐことにより、リラックスした気分になることができる。



写真2

③ バブルユニット（写真3）

筒のなかには液体が入っており、その液体の中を泡のように気泡が舞い上がる。舞い上がるときにはかすかに筒が振動する。また、気泡は筒内の照明によって様々な色彩に変化する。

④ ルミスタージャンボ（写真4）

筒のなかには液体と金属片が入っており、スイッチを入れることでその金属片が対流しながら筒の中を動く。キラキラ輝きながら金属片が筒の中を舞う。「まるで、星がキラキラ舞うようである。」との感想もある。

⑤ サイド・グロー（写真5）

光ファイバーを透明なチューブで覆った物の束で、光ファイバーがさまざまな色彩に変化する。

⑥ ファイバー・ツリー（写真6）

球形の本体から出た枝が、クリスマスツリーのライトのように様々な色彩に変化する。

⑦ ブラックライトコーナー（写真7）

ブラックライトを使用することによって、暗がりでも蛍光色の物体が立体的に浮き出してみえるようになり、不思議な空間を醸し出す。



写真3

⑧ スポットライト（写真8）とミラーボール（写真9）



写真4



写真5



写真6

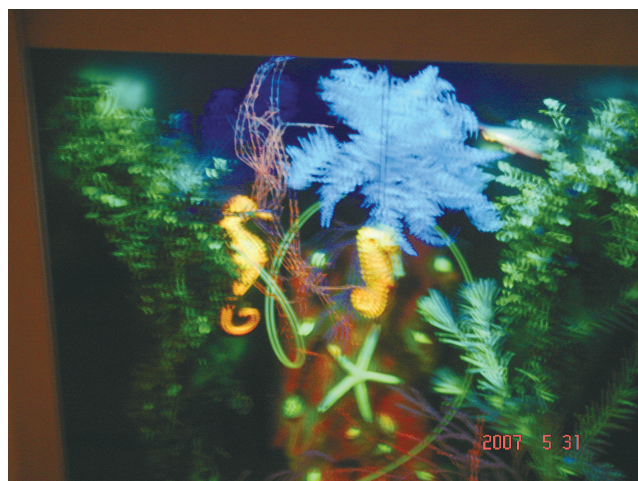


写真7



写真8



写真9



写真10

スポットライトは、色を変化させながらミラーボールに光をあて、ミラーボールはスポットライトの光を反射して様々な模様を壁に映すものである。

⑨ ソーラープロジェクターと特殊効果円盤カセット（写真10）

壁に特殊効果円盤カセットの効果により、さまざまな模様を映し出すものである。特殊効果円盤カセットには色のついた液体が入っており、その円盤が回転することによって不思議な形を投影することが可能である。

⑩ 変形鏡（写真11）

鏡に映ると実物とは少し変形した形で映し出される鏡である。

4. スヌーズレン・ルームの活用の仕方

研究所にスヌーズレン・ルームが設置されて以来、いわゆる重度・重複障害のある子どもの教育相談でこの部屋を利用することが多くある。また、この部屋の見学を希望される方も多い。（写真12：スヌーズレン・ルームの様子）

私が教育相談を担当している子どもの場合、ある子どもは保護者の運転する車に長時間揺られて来所することが多い。体にも麻痺がある上、長時間車で揺られてくるとなると、体が緊張している様子も見られる。来所してすぐにさまざまな活動に入ることは非常に難しいことが多いが、スヌーズレン・ルームを活用することによって体の緊張が緩むことがよくあり、そこから次の活動へとつながることもある。

また、緊張が緩むだけではなく、その子がスヌーズレンを利用する中で、保護者の方や教育相談担当者も予想して



写真11



写真12

いなかった動き等もみせてくれることがある。例えば、いろいろな色に変化するサイドグローを不思議そうに触る子どもがいたり、体に巻き付けたりする子もいる。また、ウォーターベットから出る振動を感じているようにじっとしている子どもの様子を見ることがある。さらに、重度・重複障害のある子どもだけではなく、他の子どもでもバブルユニットで気泡が上がる様子を不思議そうに眺めたり、バブルユニットを抱え込み、そのボコボコする振動を感じている子どももいる。ルミスタージャンボのキラキラ舞う様子を、上下さまざまな方向から眺めている子どももいる。

これらはいくつかの例に過ぎないが、研究所のスヌーズレン・ルームを活用した際には、子ども一人ひとりが、各人の状況に応じてその環境を活用する様子が見られる。ここでは、子ども一人ひとりの興味関心や好み、趣向等が大きく影響している。

スヌーズレンは、最初にも述べたように、障害のある人（特にいわゆる重度・重複障害のある人）にとって楽しんで活動できる環境を提供し、その人が自分の時間を自己の

選択にもとづいて活動し、かかわり手も、その人の活動をありのまま受け入れることを目指している。スヌーズレンの利用を考えている人は、是非、このスヌーズレンの理念を決して忘れないでほしいと思う。

研究所のスヌーズレン・ルームを見学された多くの方から、「うちにもスヌーズレンを設置したい。でも、ウォーターベットやサイドグロー、バブルユニットは高価で手に入れることが予算的に厳しい。」「こんなこと絶対にうちの学校や施設ではできません。」という話を聞くことがある。見学される方の中には、まるでスヌーズレンは、これらの高価な設備を整えなければならないとの思いを抱かれる方もいる。しかし、スヌーズレンの基本になっている理念は、視覚、聴覚、臭覚、触覚などにはたらきかけるさまざまな各種の楽しめる環境を提供することにある。また、それらを選択し活用する主体は、その環境を利用する、利用者自身に任せられている。

ある特別支援学校では、研究所のスヌーズレン・ルーム以上の物品を揃えた部屋を新校舎建設の際に作っているが、そこのある職員の方がおっしゃるには、「あまりにも新しい設備が整いすぎているために、この設備の上手な利用法のみを考えるようになり、子ども一人ひとりに応じた環境の工夫と提供が職員の中になくなってきた。」とのことである。このことから、スヌーズレンの理念を思い出して欲しいと思う。

また、ある療育施設では、研究所のスヌーズレン・ルームを見学後に、その施設の一室を利用してスヌーズレンの部屋を作っている。その部屋の中には、研究所のスヌーズレン・ルームのような高価な物品が揃っているわけではないが、職員がその療育施設を利用している子どもたちのために、インターネットのオークションを活用したり、おもちゃ屋めぐり等を行い、さまざまな物品を揃えて子どもが活動できる環境を整えている。その部屋は、スヌーズレンの部屋と呼べるかどうかはわからないが、少なくともスヌーズレンの基本の理念には合致していると思うし、職員の子どもに対するとても温かい思いや願いが伝わってくる部屋でもある。

5. 重度・重複障害のある子どもの 主体性を尊重した環境づくり

いわゆる重度・重複障害のある子どもと教育相談等でかわるときに、そこには行動観察だけでは表現できない、とても奥深いものがあることをいつも感じることもある。科学的な根拠がないと言われればそれまでだが、一人の人間としての付き合い、向き合うことの大切さをつくづく思う。

考えてみれば、私たちは、いわゆる重度・重複障害のある子どもたちと何らかの関係づくりを望んでいて、または、子どもの何らかの動きを引き出したくて、私たち側（かかわり手側）のさまざまな思いによって、子どもに直接働きかけを行うことが多々ある。このことは一つの重要な子どもへのアプローチの仕方であると思うが、子どもに直接的に働きかけるだけでなく、子どもが主体的に、自ら何かを活用できるような環境づくりをしながら、間接的に子どもに働きかけを行っていく方法もあるように思う。

また、私たち自身もその環境を自然に受け入れ、子どもと一緒にその環境を共有できるとより一層、子どものことを理解するための一助にもなる。

スヌーズレンは、決してモデルルームのような模範となるスヌーズレンの物品を揃えただけではいけないし、高価な設備を設置しただけでは、本当の意味での「スヌーズレン」とは言えない。子ども一人ひとりには、それぞれの思いがあり、趣向があり、今まで生きて生活してきた生育歴もある。私たちがそのことを少しでも理解し、子どもが主体的に環境を活用できるように工夫し、子どもがそこで見たこと、聞いたこと、言ったこと、感じたこと、動いたこと等を子どもと共有できる等、子どもの主体性を尊重することが含まれて、はじめて「スヌーズレン」という言葉のもつ本当の意味と重要性がわかるように思う。

<引用文献・参考文献>

- 1) 日本スヌーズレン協会ホームページ <http://www1.ocn.ne.jp/~snoezel/>
- 2) 山中裕子：「スヌーズレンとは」はげみ平成14年4・5月号, 35-42, 2000
- 3) 鈴木清子：「感覚刺激による心のケア スヌーズレン」月刊実践障害児教育4月号, 22-25, 2007
- 4) 鈴木清子：「重症心身障害者と共にくつろぎ、楽しむ活動 スヌーズレン その理念と実際」両親の集い, 493号, 10-14, 1997
- 5) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所：「重度・重複障害児のための『応答する環境』の開発についての実験的研究」, プロジェクト研究教材教具の試作研究報告書, 2002
- 6) 独立行政法人国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部：「重複障害のある子どものコミュニケーションと探索活動」重複障害教育研究部一般研究成果報告書, 2002
- 7) 石川政孝・大崎博史：「研究のまとめ」独立行政法人国立特殊教育総合研究所重複障害教育研究部一般研究報告書「肢体不自由を主とする重複障害児の環境との相互作用に関する実験的研究」118-121, 2004

「日本人学校における特別支援教育」に関する調査 2006年度の調査とその結果

後 上 鐵 夫・小 林 倫 代・大 崎 博 史・小 澤 至 賢・大 柴 文 枝
(教育相談部)

教育相談部では、2005年度に在外日本人学校に対し、海外で生活している邦人で障害のある子どもを育てている保護者や、本人、あるいは教育機関関係者を対象として、これらの相談に関するニーズについて、内容や希望事項、必要とされている情報等を調査した。その結果、日本人学校は特別支援教育に強い関心を示すとともに、近い将来具体的な対応が望まれるだろうと考えていることが分かった。そこで、日本人学校を取り巻く特別支援教育の状況が年々変容していくことが考えられるので、2006年度も日本人学校における特別支援教育の最新情報を得るため、調査を行った。

I. 調査の目的

2005年度の調査結果を踏まえ、2006年度の日本人学校における特別支援教育の最新状況を把握するために実施した。

II. 調査の方法

「日本人学校における障害のある児童生徒への対応に関する調査」(2005年度の調査)結果報告を全日本人学校84校にインターネットを通じてメール添付により送付した際に、2006年度の学校の特別支援教育の状況について質問し、メールの返信により回答を求めた。

質問の内容は、以下の通りである。

1. 今年度あらたに特殊学級(特別支援学級)を開設した (有・無)
2. 取り出し授業や教員配置の工夫など個別の対応を工夫している (有・無)
3. 現地の養護学校、関係機関との連携・協力をしている (有・無)
4. 上記以外にも特別支援教育について工夫していること、課題となっていることがあればお教え下さい。
()

2005年度調査結果と2006年度の特別支援教育の状況についての質問の送信は、2006年6月に行い、その返信(回

答)は、2006年6月～7月の間であった。

III. 調査の結果

質問の返信(回答)は45校からあり、回収率は、53.6%であった。

返信のあった日本人学校の地域は、表1に示すとおりである。

表1 回答のあった日本人学校の地域

地域別	回答校数
大洋州	1
アジア	18
欧州	11
中近東	8
北米	2
中南米	5
合計	45

1. 今年度新たに特殊学級(特別支援学級)を開設した学校

今年度新たに開設したと回答のあった学校は、上海日本人学校浦東校とハノイ日本人学校、北京日本人学校であった。

2. 取り出し授業や教員配置の工夫など個別の対応の工夫について

工夫していると回答のあった学校は、20校あった。工夫点として具体的に記載されていた内容は、非常勤講師の雇用、教員間での子どもの状態の共有等であった。

3. 現地の養護学校、関係機関との連携・協力について

連携・協力していると回答のあった学校は、8校であった。内容としては、現地校との交流を行っているところがほとんどであった。現地の相談機関や大学と連携のある学校もあった。

4. 特別支援教育についての工夫や課題について

この設問に対して44校からの回答があった。ここでは、工夫と課題について、分けて整理する。

1) 工夫点について

限られた予算、限られた教員数、教材の中で運営している学校が多いが、その中では、次のような工夫がなされていた。

- ・現地日本人会の方に、週に1日、教育ボランティアとして授業での支援を依頼している。
- ・ニューヨーク教育審議会の教育相談室と連携し、研修を重ねている。
- ・夏の教職員の研修として、特別支援教育に関わっている方を招いて、共通理解を深めている。
- ・特別支援教育担当を1名おき、担任及び児童・生徒への支援体制を強化した。
- ・文部科学省に専門の教員の派遣を依頼した。
- ・特別支援教育担当が主となって担当者会をつくり、協議する場を設定した。
- ・高雄師範大学の特殊教育所属の朱淑玲先生（東京大学留学）に相談している。
- ・全校体制による個別の対応を心がけている。
- ・親の授業への参加をはじめとした、学校生活上の児童理解、担任との連携を綿密に行っている。
- ・教材教具を教員が手作りしている。
- ・教員数が少ない中で、TT（チームティーチング）授業を週12時間ほど設定して取り組んでいる。

これらの状況を見ると、日本人学校で工夫していることは「日本人学校外の資源の活用」と「校内体制の工夫」「研修の実施」という3点にまとめられる。

「日本人学校外の資源の活用」では、現地日本人会、保護者、ニューヨーク教育審議会、高雄師範大学というような資源を活用して、特別支援教育の展開を図っている。現地日本人会以外は、現地の機関であり、言語の問題が解決できれば（コミュニケーションがとれれば）、大いに活用したいところである。

「校内体制の工夫」では、特別支援教育担当の指名、協議会の設置、学校体制の工夫、TT授業の設定等を行うことで、特別支援教育の充実を図っている。ここでは、後述する課題とも関係するが、限られた中での工夫であるため、どうしても個々の教員に負担がかかってしまうことが、課題となっている。

「研修の実施」では、特別支援教育に関する情報を学ぶことで個々の教員の意識を高めている。

2) 課題について

課題に関しては、特定の個人をイメージした内容が多く示されている。具体的には、以下のような内容である。

- ・本人の障害の程度の把握が困難（客観的な資料がない）。
- ・何を、どの程度指導できるのかがわからない。（日常生活

- 活や学校生活における工夫、特に指導方法や教材等）
- ・母親との見解の相違（本人の障害について）。
- ・人的配置のゆとりがない（教員数の不足による個別対応のむずかしさ）。
- ・取り出し授業の効果的な実践。
- ・支援を必要とする児童生徒の発達段階の見極め。
- ・カリキュラムの作成や指導体制が課題である。
- ・中学校の特別支援学級または特別支援学校で自閉症の生徒を指導した経験のある教員の確保。
- ・施設面での課題が多い。
- ・個別の対応を心がけているが、職員への負担が大きくなってきている。
- ・校内における障害児理解教育への啓発
- ・卒業後の進路指導（日本の学校との連携）

これらの回答から、日本人学校における特別支援教育の課題は「子どもの実態把握」「指導内容・方法」「人的・設備等の予算面」「進路及び日本の学校との連携」の4点に整理できる。特に、「子どもの実態把握」「指導内容・方法」については、特別支援教育に関する経験者の確保によって解決できる問題である。上記の工夫点の中に、「文部科学省に専門の教員の派遣を依頼した」という内容が記載されていたが、今後、全ての日本人学校に特別支援教育の経験者を派遣していくような方策が必要とされる。また、「進路及び日本の学校との連携」に関しては、当研究所も日本の特別支援教育の窓口機関として機能していくことが必要だと考える。

IV. まとめ

回答のあった日本人学校のうち、新たに特殊学級を設置していた日本人学校は3校であった。日本人学校の特殊学級は、日本人学校運営協議会等が必要に応じて設置している。対象となっている子どもが転校あるいは帰国した場合は、その学級が閉鎖されてしまい、そういう点で、日本人学校における特殊学級は流動的な学級でもある。したがって、教員の配置に関しても難しい点があると考えられる。実際には特殊学級を設置しないまでも、個別の対応を工夫している学校が20校あった。また、現地校との連携や協力を行っている学校は、8校あり、回答のあった学校の約18%であった。言語の問題が解決できれば、もう少し割合は増えるのかも知れない。

多くの学校では、限られた予算、限られた教員と教材の中で学校運営をしているが、その中でも「日本人学校外の資源の活用」「校内体制の工夫」「研修の実施」という3点で、特別支援教育の充実に向けての工夫がなされているこ

とが分かった。一方、課題としては、「子どもの実態把握」「指導内容・方法」「人的・設備等の予算面」「進路及び日本の学校との連携」の4点が挙げられた。これらのことから、今後、全ての日本人学校に特別支援教育の経験者を派

遣していくような方策が必要とされ、本研究所は、日本の特別支援教育の窓口機関として機能していくことをはじめとして、情報提供や日本人学校へのコンサルテーション等の活動が必要だと考えられた。

教育相談事業報告

(1) 特殊教育のナショナルセンターとして担うべき個別の教育相談の実施

① 従来の個別教育相談実施事例の地元相談機関等への移行等について

【平成18年度実績】

○平成17年度末における個別の教育相談件数は206件であり、このうち、平成18年度中に終了もしくは、他機関に紹介等した事例は、165件（80.1%）であった。また、相談が終了もしくは完了していないものについては、平成19年度以降引き続き、地元の教育相談実施機関との連携を図り、引き継ぎ等を進める予定。なお、平成18年度の個別教育相談の対応の内訳は、以下のとおりである。

	主訴解決	他機関紹介	経過観察終了	その他	小計	未決	総計
件数	87	37	35	6	165	41	206
%	42.2	18.0	17.0	3.0	80.1	19.9	100.0

注)「経過観察終了」とは、担当者の異動に伴って教育相談の終了を保護者が望んできたもの、「その他」とは、相談者死亡、家庭内の事情で相談が終了したもの等である。

② 限定した教育相談の実施について

【平成18年度実績】

○18年度計画で限定して実施することとした3つの教育相談の内容を次のとおり定義した。

イ 臨床的研究のフィールドとして必要な教育相談

研究者が障害のある子どもや保護者、教師等と相談活動の中から、萌芽的研究の具体的情報や課題別研究等研究と関連する情報を得るため、又は、研究者自身が関心事項の具体的な情報を得て新たな研究課題を発見するために行う教育相談。

ロ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談

発生頻度が低く、各都道府県等では担当者の専門性や担当者の数、設備等の理由から、相談活動を進めることが困難なもので、各機関から依頼状を添えて申し込んできた教育相談。

ハ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談
海外の日本人学校等で学ぶ子どもや保護者、日本人学校教師からの要請で実施する教育相談やこれから海外に赴任する家族からの教育相談。(平成18年度から夏期集中教育相談週間を企画し、夏期休業中に一時帰国する保護者や本人、日本人学校教員を対象に来所による教育相談を実施。)

○上記3つの内容について、来所により行った教育相談は以下のとおりである。

	イ 臨床研究	ロ 低発生等困難	ハ 国外	計
相談件数	29	51	12	92
延回数	268	72	14	354

注)「ハ 国外の内訳」は、アメリカ(3)、ドイツ(1)、ポーランド(1)、中国(6)、韓国(3)。

○なお、国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談については、来所による相談のほか、17か国延べ96件の電子メール等による相談があった。

○また、日本人学校のネットワーク構築を目指す試みとして、相互情報交換のための協議会「ICTを活用した日本人学校の特別支援教育協議会」を開催した。

③ 教育相談実施にあたっての保護者等からの評価について

【平成18年度実績】

○来所した保護者等の満足度：全ての項目において、97%以上のプラス評価であった。(プラス評価とは「とても良かった」「わりと良かった」の合計、又は「期待通りだった」「ほぼ期待通りだった」の合計を指す)

今日、教育相談に来られて良かったですか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
78.2%	20.4%	0%	0%	1.4%

相談担当者の対応(言葉づかいや態度など)はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
82.8%	16.1%	0%	0%	1.1%

あなたが期待していたような教育相談が受けられましたか？

期待通りだった	ほぼ期待通りだった	やや期待はずれだった	期待はずれだった	無回答
66.3%	31.2%	0%	0%	2.5%

研究所の施設・設備（待合室、プレイルーム、検査室、トイレ等）はいかがでしたか？

とても良かった	わりと良かった	あまり良くなかった	まったく良くなかった	無回答
71.2%	27.5%	0.2%	0%	1.1%

(2) 各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援についての活動

【平成18年度実績】

○教育相談実施機関の自己解決力の向上の推進については以下のとおり実施した。

イ 環境全般に渡る総合的なアセスメントや教育相談に関するコンサルテーションの実施体制の構築に資するよう、各地で行われているコンサルテーションの実践を収集し、その内容を整理・分析したケースブックを作成するとともに、特別支援教育コーディネーター等がコンサ

【より良いコンサルテーションを行うために】(試案)

このアンケートは、教育相談事業の改善・充実のための資料とさせていただくためのものです。趣旨をご理解のうえ、ご協力をお願いします。

機関名		記入者氏名	
実施機関	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (回実施)		
参加者	延べ 名 (役職)		

I. 問題状況を整理するために今回のコンサルテーションは役に立ちましたか。

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

II. 問題解決の方向性（見通し）を明らかにするために役に立ちましたか

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

III. 問題解決のための具体的な示唆（助言）等は役に立ちましたか。

- (1) とても役立った
- (2) 役立った
- (3) どちらかといえば役立たなかった
- (4) 役立たなかった

IV. コンサルテーションを受ける前後の状況について、10段階評価でお答えください。

受ける前の状況：課題が多い 10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 課題が少ない

受けた後の状況：課題が多い 10・9・8・7・6・5・4・3・2・1 課題が少ない

V. コンサルテーションの過程でお気づきの点があれば、お書きください。

VI. 研究所で実施するコンサルテーションに関してご希望やご要望があれば、お書きください。

ルタントとして、コンサルテーションを実施する際の課題や必要な素養・知識・情報等を整理したガイドブックを作成した。ガイドブックは二部構成とし、第一部は、学校コンサルテーションの流れについて、具体的な形で示し、その中で基本的に押さえておかなければならないこと、知っておかなければならない情報等を記載した。第二部は、「コンサルテーション」を進める際の配慮事項やケース検討会議や協議の進め方、コンサルテーション実施上の課題等についてさらに詳しく理論的に解説して、コンサルテーション理論を提案した。

ロ イのアクセスメントやコンサルテーションを評価するための有用度アンケートについて、評価の視点を検討・整理し、その内容を決定するため、教育相談部に検討会を設け、以下のとおり、アンケートの試案を作成した。

(3) 各都道府県等における教育相談機能等の質の向上に貢献についての活動

イ 次のとおり、教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベース構築のための準備を進める。

- a 教育現場等のニーズを調査
- b データベース作成上の課題整理（個人情報の保護を含む）
- c データベース構築に係る協議会の開催
- d 教育現場等で活用しやすいデータベース構築のためのシステム設計

ロ 教育相談に係るマニュアル又はガイドブック等を作成し、教育現場等に提供する。

ハ 教育相談年報第27号を刊行する

【平成18年度実績】

○教育相談やコンサルテーション事例等を蓄積したデータベース構築のため、以下の準備を進めた。

- a 教育現場等のニーズを調査
 - 全国特殊教育センター協議会加盟機関56機関を対象とし、①教育相談を実施する上での苦慮していること、②本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること、③個人情報保護法との関係で配慮している点等についてアンケート調査を実施した。主な回答は、以下のとおりである。

(①関連)

- ・相談に訪れる様々な障害種の子どもたち全ての障害種を網羅できるだけの人的な配置（人件費の確保）が無い
- ・障害に関する専門的知識だけでなく、教育相談に関

する知識や技術にも不安がある

(②関連)

- ・教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等の研修

(③関連)

- ・「保護者の了解・確認」「保護者を通して情報のやりとりを行う」等の保護者を絡めて情報を扱う
- ・相談記録の保管について制限を設けている

b データベース作成上の課題整理（個人情報の保護を含む）

データベース構築に係る協議会を平成19年2月に開催し、以下の課題を整理した。

- ・教育相談事例などを情報共有できるメリットの明確化
- ・これまでデータベース化が進んでこなかった要因の整理
- ・守秘義務や個人情報保護に配慮したデータベース構築方法の整理

c データベース構築に係る協議会の開催

研究所内にデータベース構築推進班を設置し、平成19年2月に以下の機関の参加を得て、ニーズ調査や課題点の整理、データベース構築推進班の提案したシステム設計について協議した。

- ・北海道特殊教育センター
- ・青森県立八戸第二養護学校
- ・宮城県特殊教育センター
- ・神奈川県立総合教育センター
- ・富山県総合教育センター
- ・兵庫県立障害児教育センター
- ・愛媛県総合教育センター
- ・北九州市立養護教育センター
- ・佐賀県立伊万里養護学校
- ・横浜市養護教育総合センター
- ・愛知県立三好養護学校
- ・鹿児島県立串木野養護学校

d 教育現場等で活用しやすいデータベース構築のためのシステム設計

平成18年度については、教育現場等で活用しやすく、また、作成しやすいシステム設計について検討した。具体的には、データベースソフトを活用しながら、簡単な手続きで作成され、インターネット上で情報交換できるものについて検討した。また、データベース構築に係る協議会において、それぞれの機関で実践したコンサルテーション事例について、この協議会メン

バーのみが見ることのできるシステムを構築し、個人情報の問題や作りやすさ、活用のしやすさ、データの蓄積の可能性等について検討した。

○イの研究成果として、学校コンサルテーションの概念や進め方等について教育現場等に提供し、特別支援学校等のセンター的機能をより推進させることを目的として、以下の冊子を取りまとめた。

- ・「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携」
- ・「学校コンサルテーション ケースブックー実践事例から学ぶ」

○教育相談部が行っている教育相談活動の年度報告及び障害にある子どもに関する教育相談を巡る論考などを集録した教育相談年報第27号を平成18年6月に刊行した。

教育相談研究報告

教育相談部では、大きく調査研究、共同研究、課題別研究の3つに取り組んできた。その概要をここに報告する。

イ. 課題別研究：「地域の支援をすすめる教育相談の在り方に関する実際研究－コンサルテーション手法及びアセスメント方法を中心に－」

1) 研究期間と研究体制

研究期間は平成18年度1年間である。研究体制は、所内研究分担者を教育相談部、企画部、教育支援研究部、教育研修情報部から総勢14名で構成し、研究協力機関として、北海道立特殊教育センター、青森県立八戸第二養護学校、宮城県特殊教育センター、神奈川県立総合教育センター、富山県総合教育センター、兵庫県立障害児教育センター、愛媛県総合教育センター、北九州市立養護教育センター、佐賀県立伊万里養護学校の9機関（7教育センター、2養護学校）及び研究パートナー校として、横浜市養護教育総合センター、愛知県立三好養護学校、鹿児島県立申木野養護学校の3機関で研究を行った。

2) 研究の趣旨と目的

新たな中期目標・中期計画として、教育相談部では、ナショナルセンターとして担うべき教育相談活動の一つに「各都道府県等における教育相談機能の質的向上に対する支援」をあげている。具体的な内容は、教育相談実施機関の自己解決能力の向上を推進することであり、その中で教育等環境全般に関する総合的なアセスメント方法の開発や教育相談に関するコンサルテーション手法を開発することとしている。本研究の趣旨及び目的は、今後の特別支援教育推進の重要な役割を果たす特別支援教育コーディネーター等の地域支援の進め方や課題を明らかにするとともに具体的支援方法を提供することにある。

3) 研究全体の概要

本研究では、各地で行われているコンサルテーションの実践を収集し、その内容を整理・分析することによって、①コンサルティが求めているものは何か、そしてそれに対してどのような手続きや内容でコンサルテーションが実施されているのか、②コンサルテーションを実施する上での留意点はどのようなことか、③コンサルタントとして求められる素養とは何か等を検討する。このことを通して、コンサルテーション実施の手法を明らかにする。また、コンサルテーションの実践内容等を検討することで、総合的な

アセスメントの開発の基本的データとなり、さらに収集したコンサルテーションの実践例は、データベースの基礎的資料として、今後の研究に活用する。

4) 研究の成果

本研究は、18年度1年間の計画で進められたものである。所内分担者会議を中心に研究を進め、2回の研究協議会を開催して、以下の2点について研究を推進した。

①コンサルテーションについて

コンサルテーションとは、どのような手続きや内容で実施されているのか、コンサルティはどのようなニーズをもっていることが多いのかについて、所内研究分担者会議および第1回研究協議会で協議した。第2回研究協議会では、各研究協力機関で行っているコンサルテーションの実施事例の発表をもとに、そこからコンサルテーションを実施する上での留意点について協議した。さらに、データベース構築のシステムを紹介し、提供実践事例をデータベースの基礎資料として活用することについての了解を得た。

②コンサルテーションに関するガイドの作成

研究協議会の協議を踏まえて、「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブックーコンサルタント必携」および「学校コンサルテーション ケースブックー実践事例から学ぶ」の2冊を作成した。

本年度の研究成果として、以下のような成果が得られた。

- ・コンサルテーションの実施内容や方法は、教育センターによって様々であり、特別支援学校と連携して実施している機関、教育センターの事業をもとにはじめている機関、保護者からの相談からはじめている機関等があった。しかし、コンサルテーションの手法等を整理して提供している教育センターは少なかった。また、特別支援学校においても、特別支援教育のセンター的機能を果たす活動を行っているが、地域小・中学校等への関わり方について様々などまどいや課題があることが明らかになった。

- ・教育相談を進める上での課題としては、「連携（機関間・保護者）」「世の中の動き」「役割分担」等の問題があることが明らかになった。

- ・データベースのシステムを設計した。データベースとして求められている内容は、事例紹介の他に「相談の進め方」「教材教具支援方法」「アセスメント」「支援方法」「機関情報」等であることが分かった。

5) 今後の課題

本研究では、「学校コンサルテーションを進めるためのガイドブック―コンサルタンツ必携」および「学校コンサルテーション ケースブック―実践事例から学ぶ」を作成し、学校コンサルテーションについての現状把握や課題点等整理を行うことが出来た。これらの冊子を各教育センターや特別支援が校に配布し、今後、提案したモデル案をもとにした事例を蓄積していく必要がある。また、ケースブックに掲載されている実践事例や、今後蓄積する事例は、データベースの基礎的なデータとして活用する予定である。さらに、各教育センターから示された教育相談実施上の課題の解決に向けた研究を継続して実施する必要もある。

□ 調査研究：「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究」

1) 研究期間と研究体制

本研究は、平成17年度～平成18年度の2年間の研究期間で実施した。

18年度は、研究体制として、所内研究員6名で所内体制を作り、研究協力者として、菅井裕行（国立大学法人宮城教育大学、助教授）、滝坂信一（東京農業大学、教授）、有田祥子（赤穂市立赤穂幼稚園、園長）、伊藤英夫（広島国際大学、教授）、熊本葉一（一関市立山目小学校、教諭）の5名にお願いし、研究協力機関として、赤穂市児童デイサービス事業あしたば園と湖南省発達支援センターの2機関をお願いして研究体制を整えた。

2) 研究の趣旨及び目的

中央教育審議会の「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」（中間報告）や発達障害者支援法では、発達障害者への様々な支援が行われることがうたわれている。しかしながら、現状は、軽度発達障害児の実態や軽度発達障害やそのリスクのある乳幼児の発見・その後支援が系統的に確立しているとは言い難い。そこで本研究では、就学前期における軽度発達障害児の発見システムや支援システムがどのようになっているかの実態を調査することで、軽度発達障害者に対する一貫した支援体制、特に乳幼児期を中心とした支援体制を構築するための基礎資料を得ることを目的とする。

3) 研究全体の概要と期待する成果

本研究では、①発達障害者支援について先進的に取り組み、こうしたシステムを既に構築している市町村の実地調査、②人口規模別にいくつかの地方公共団体を選び、発見・支援システムの現状についてアンケート調査を実施する。

③上記①②を基に、乳幼児期を中心とした軽度発達障害者の支援体制の具体策を検討する。

期待する成果として、①各地域で実施されている軽度発達幼児についての発見システム・支援システムの現状が整理される。②乳幼児期を中心とした支援体制についての実態報告書がまとめられる。③こうした知見がプロジェクト研究に活用される。

4) 本年度の研究実施状況

昨年度実施した調査について、所内分担者を中心に集計と分析を実施した。その結果を基に研究協議会を開き、研究協力者と協議し、以下のことが分かった。

1. 乳幼児健康診査の分析から、1歳6か月児健診および3歳（3歳6か月）児健診の受診率の高さから、乳幼児健診事業を軽度発達障害のリスクのある幼児を発見・支援の場としていくことは、有効であるとわかったこと
2. 幼稚園・保育所調査から、担任保育士や担任教諭が気づく子どもの状態は、指示に従わない、集団行動ができない、人と係わることが苦手、動きが多く落ち着きがない、こだわりが強い、で、こうした状態像は、自閉症児や軽度発達障害児をスクリーニングする際に有効なチェック項目と考えられる

さらに、日本リハビリテーション連携科学学会にこの研究の一部を口頭発表した。そして研究協議会において協議した内容を加えながら、研究の最終報告として、「乳幼児期からの一貫した軽度発達障害者支援体制の構築に関する研究」の報告書をまとめた。

八 共同研究：「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際研究」

1) 研究機関と研究体制

横須賀市及び神奈川県立保健福祉大学との間で、契約（契約期間平成20年3月）を交わし、「地域における障害のある子どもの総合的な教育的支援体制の構築に関する実際研究」を平成16年度～平成19年度の3年間実施した。契約の関係上、平成19年度に合同の報告書を作成することとしている。

研究体制は、所内体制として、教育相談班と医療福祉班の計14名で構成している。また、研究協力者として小林隆司（吉備国際大学、助教授）1名をお願いした。

2) 研究の趣旨と目的

今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）では、障害のある子どもを支える教育、医療、福祉等関係機関の連携と協力による、生涯を見通した地域の総合的な教育支援体制を構築する必要があると明記している。関係機関の

連携の重要性についてはこれまでも繰り返し指摘されており、盲・聾・養護学校を中心とした実践例も報告されつつある。しかしながら、同報告で述べられている「障害保健福祉圏域と整合性を」とったネットワーク作りを行うためには市区町村レベルでの検討を行っていく必要がある。特に地方分権が進む中、全国で初めて中核市として児童相談所を設置する横須賀市役所、同市にある県立保健福祉大学と共同研究体制を構築し、中核市レベルでネットワーク作りに必要な連携方策を実証的に研究することは有意義であると考えられる。本研究でモデルにする横須賀市は、教育の面では、神奈川県から平成13年度より教育相談体系化事業の国のモデル地域に指定され、モデル事業終了後の平成16年度より教育相談支援チームを立ち上げ、就学前から卒業を見据えた教育相談の体系化に取り組んでいる。また、市として市立聾学校、市立養護学校を持つ数少ない市であり、特殊学級、通級指導教室の設置校を持っている。福祉等の面では、平成18年度より中核市として初めて市立の児童相談所を開設し、平成20年度には、障害のある子どもを含めた就学前の子ども全体を対象にした「(仮称) こどもセンター」の設立を予定している。横須賀市は、このように将来を見通した包括的な施策を策定し、先進的に取り組もうとしている点で特徴がある。本研究では、以下の4点を目的とする。

- ① 障害福祉計画、次世代育成行動計画、青少年育成計画、子どもセンター基本計画等の市全体計画策定段階から、市担当者と協働して、障害のある子どもやその保護者が受けてきた教育、保健、福祉サービスの検討を行う。市側からの要請により必要に応じて、ニーズ調査等の調査研究に協力する。
- ② ①をふまえ、各機関の役割を明らかにし、連携のあり方を検討する。
- ③ 教育、医療、福祉の新たなネットワーク（地域の総合的な教育支援体制）構築をめざし、関係専門職の研修計画策定に協力する。
- ④ これらから得られる支援体制の構築に関する知見を一般化して全国発信する。

研究の意義として、地方分権により、今後、教育行政の中核は、市区町村教育委員会へ移行することが予想され、当研究所の研究課題として、養護学校や特殊学級への支援的研究のみならず、地方教育行政の政策課題的研究にも目を向ける必要がある。また、行政側としても、その施策は、その効率的運用の視点から、組織横断的な政策連携が求められている。国策を、中核市レベルで実現するための実証的研究のノウハウを蓄積し、全国的の市区町村へ情報提供する意義は大きいと考える。

3) 本年度の研究実施計画と実施状況

- ① 障害のある子どもの実態把握のための方法論の確立
 - ・卒後の社会資源について調査する。
 - ・横須賀市と障害のある幼児児童生徒のケース検討会を行い、行政ベースでの障害のモニターシステムを開発する。
 - ・フォーカスグループインタビューの手法を用いて卒業障害者のニーズ調査を検討する
- ② 障害のある子ども及び保護者のニーズ把握の方法の開発
 - ・横須賀市と研究所との関連のある横須賀市の障害のある幼児児童生徒の教育相談のケース検討会などを行い、相談事業の支援のあり方を検討する。
- ③ 教育保健福祉専門職の研修方法の開発
 - ・連携ネットワークを支える専門職の研修支援のあり方を検討する。
 - ・横須賀市と連携し、幼保研修会を開催。前年度実施したアンケート結果をもとに研修会で使用するガイドブックを作成。
- ④ 全国の市区町村レベルでの総合的な教育支援体制の現状について文献研究と実地調査を行い、課題を明らかにする等、横須賀市、県立保健福祉大学と相談の上、研究分担を企画する。
 - ・必要に応じて行政施策等の情報交換会を行う。
- ⑤ 以上の研究成果をまとめて報告書を作成し、関係機関に配布を予定している。

本年度の研究実施状況として、①神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科との月1回程度ディスカッションを行った。内容としては、『「自律」の復権－教育的かかわりと自律を育む共同体－』を話題に、教育目標における「自律」についてなど。②北海道教育大釧路校を訪問し、釧路地区の母子保健・療育等の連携について実態調査を行った。

③横須賀市教育委員会との連携では、横須賀市教育委員会相談支援チームへのオブザーバー参加を行った。移行連携システム課題検討協議会を実施し、幼稚園、保育所と小学校、小学校と中学校、全体を通しての移行連携について、所属長、実務者レベルで課題となっている点について出し、移行連携のあり方について協議した。また、研究所にて横須賀市教育委員会の指導主事が「横須賀市の相談支援チームと就学指導委員会、就学相談の現状」について報告し、参加者とのディスカッションを行った。④横須賀市子育て支援課との連携では、「気になる子ども」について横須賀市内全保育所・幼稚園勤務の全保育士・幼稚園教諭を対象としたアンケートを実施した。横須賀市の保育士、幼稚園教諭が日ごろ感じている課題の状況について整理した。⑤横須賀市子育て支援課との連携では、母子保健担当保健師

と共同で、乳幼児健診フォロー時から経過観察をしている事例の検討を行い、乳幼児期から保育所・幼稚園への移行の課題の検討を行った。

⑥所内研究会を実施し、特別支援教育においてこの「活動理論」の可能性を探ることを目的とした所内学習会を行った。外部講師を迎え、活動理論についての講演及び参加者とのディスカッションを実施した。

4) 本年度の研究成果

①移行連携システム課題検討協議会を実施し、検討協議会では、配慮を要する子どもが移行する際、指導等一貫した支援をするのに必要な連携の在り方や現在あるシステムを有機的に活用する方途を明らかにすることを目的とした。横須賀市内中学校、小学校、幼稚園、保育所の所属長及び実務者を研究協力者に、全4回の検討協議会を実施し、所属長、実務者レベルで課題となっている点を出し、移行連携のあり方について協議した。②所内研究会を実施し、理学療法、作業療法の視点から見た学校支援について、「Performanceの基礎となる体力づくり～アスリートにおいて～」、「Performanceの基礎となる体力づくり～特殊学級において～」、「作業療法からみた自立的活動（小中学校編）」の内容で講演を行い、参加者とディスカッションを行った。③特別支援教育について所内学習会を企画し、「活動理論」の可能性を探ることを目的としたディスカッションを行った。組織の活動は、組織間のネットワーク、コラボレーション、パートナーシップの構築といった形態へ向け急速に変化しており、それとともに、モダンのパラダイムからポストモダンのパラダイムへの転換が模索されていることについてディスカッションを行った。④神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科との月1回程度のディスカッションでは、『「自律」の復権－教育的かかわりと自律を育む共同体－』を話題に教育目標における「自律」など

について整理をしている。

その他（他機関の研修・講習会での発表等）として、所内研修会（イブニングセミナー）の実施：「特別支援教育における活動理論からのアプローチの可能性」（平成19年3月8日）「理学療法、作業療法の視点から見た学校支援について」（平成19年3月20日）所内研修会の実施「横須賀市の相談支援チームと就学指導委員会、就学相談の現状について」（平成18年6月28日）を行った。

5) 今後の課題

①子ども育成部との連携でテキスト作りに取り組む際の事前調査として、幼稚園保育所職員に対するアンケートを実施し、関係職員の研修ニーズを把握するとともに、関係職員の「気になる子ども」への意識、その保護者への意識から間接的に見えてくる保護者ニーズ、地域のニーズを把握し、横須賀市と連携して行うテキスト作りを進めていく必要がある。また、幼保研修会を開催し、使用したテキストについて評価をする必要がある。

②横須賀市教育委員会による支援チームへのオブザーバー参加や移行連携システム課題検討協議会での内容検討を通して、所属長、実務者レベルで課題となっている点について明らかにし、関係者に対するニーズ把握とともに保護者、地域の潜在的なニーズの把握を行い、教育行政施策の進捗状況の質的な評価と課題の洗い出しに役立てられるよう整理していく必要がある。

③神奈川県立保健福祉大学との連携協力を通して、教育、医療、福祉の新たなネットワーク（地域の総合的な教育支援体制）構築をめざす際の課題点、現状の取り組みの状況について情報交換、研修会を実施する中で明確になってきたことを整理する必要がある。

（文責 後上鐵夫）

第30回 全国特殊教育センター協議会総会・研究協議会岩手大会 —教育相談分科会の内容を中心に—

I. はじめに

平成18年度の全国特殊教育センター協議会は、岩手県立総合教育センターを主管に「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして」を研究主題に掲げて、平成18年10月26・27日に行われた。開会式に続く講話は、文部科学省特別支援教育課課長補佐（併）軽度発達障害支援専門官の古川聖登氏の「特別支援教育制度の本格実施と今後の展開」であった。総会では、本協議会の名称変更並びに規約及び申し合わせ事項の一部改正等の議事があった。

記念講演は、岩手県立中央病院救急医療部次長兼診療部小児・周産期センター長、前多治雄氏の「子ども主体の豊かな学校生活の実現をめざして—特別支援教育と医療—」であった。2日目は「教育相談」「研修」「調査・研究」「管理・運営」の4分科会に分かれて、それぞれのテーマで研究協議が行われた。本稿では、「教育相談」の分科会について報告する。

平成18年度の教育相談分科会の主題は「地域でのネットワークづくりと支援体制の在り方」であった。この主題を踏まえ、沖縄県立総合教育センター大城政之氏から「教育相談における地域ネットワークの在り方—離島における教育相談ネットワークの取り組み—」と、千葉市養護教育センター金澤義廣氏から「学校の体制整備に向けた支援の在り方」の発表があった。

II. 発表の概要

発表テーマ1：教育相談における地域ネットワークの在り方 —離島における教育相談ネットワークの取り組み—

沖縄県立総合教育センター 特殊教育課
指導主事 大城 政之

1 離島における特別支援教育の現状

沖縄県は、人口約136万人で、点在する160の島々（有人島40島）からなり、我が国唯一の亜熱帯地域として特有の自然環境や文化・歴史的遺産を有している。

離島地域では、専門医等の人的資源が乏しい上に、教育、福祉、保健・医療等の関係機関が連携した障害のある幼児児童生徒への支援体制の整備が不十分である。

2 巡回就学相談の現状

県立総合教育センター特殊教育課は、昭和56年から「障害児巡回就学相談事業」として、沖縄本島にとどまらず離島地区においても医師等の専門家を派遣して就学・教育相談を実施している。平成17年度は、県内全域14会場で実施し、200名余の相談に対応してきた。

予算の縮小に伴い、巡回就学・教育相談の開催場所が年々縮小されつつある現状では、各市町村教育委員会及び各自治体においても、独自の就学・教育相談を実施することが求められる。

今後、県立総合教育センター特殊教育課は、これまでの事業を見直しする中で、各自治体の要請に応じて指導主事を派遣する等、各自治体等とのネットワークの整備充実が重要となる。

3 離島地区の地域資源

離島地区における、障害のある幼児児童生徒への支援は、これまで市町村役所（福祉保健課等）、福祉保健所、県立病院、障害者施設、養護学校がそれぞれの機能に基づいて行われてきた。特に、福祉保健所の保健師は、地域の障害のある乳幼児の支援を継続して行い、医療機関や福祉行政への橋渡しを行っていた。しかし、関係機関の連携した就学後の養育・療育支援が、学校教育への支援内容等の引き継ぎが十分でなかった状況があった。

このような現状を鑑み、県福祉保健部は、平成15年度から「障害児（者）地域療育等支援事業」を立ち上げ、「障害児（者）地域療育等支援コーディネーター」（以下、「地域支援コーディネーター」という。）が、離島地区を含めて8カ所に配置された。地域支援コーディネーターは、地域生活を支援するコーディネーターの職務と在宅支援訪問療育、在宅支援外来療育、施設支援一般指導等を行い、福祉と教育機関等をつなぐパイプ役となり、その実績を通して各関係機関が連携を密にすることの重要性が認識されるようになった。

4 地域ネットワークの構築（宮古島地区の例）

地域の各関係機関が密に連携を図るためには、地域の各機関の提供するサービス（事業）を共通確認し、障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた支援が図られるように、関係者が話し合いの場を設け、支援の具体的な内容を検討することが必要である。また、このような関係機

関をつなぐ役目としては、教育機関（学校、市町村教委等）が積極的な関わりを持ちながら地域ネットワークを構築することが重要となる。

特に、限られた地域資源しかない離島にとっては、地域ネットワークを構築することが最重要課題でもあった。

沖縄本島から南西300kmに位置する人口約5万人の宮古島地区には、県立の知的障害養護学校1校が設置され、知的障害に加え、視覚障害や肢体不自由等の児童生徒も在籍しており、総合的な養護学校としての機能を果たしている。また、養護学校と特殊学級17学級（16校）が「宮古地区特別支援教育研究会」を発足させて、島内の特別支援教育担当者同士で情報交換を行い、連携を深めている。

宮古島地区では、障害のある幼児児童生徒を抱える保護者等は、診断に関しては、病院や福祉保健所を利用し、療育相談については、児童相談所や医療法人が行う巡回療育相談を利用し、就学、教育については、養護学校を利用していた。

しかし、その相談の窓口は一本化されておらず、各機関が実施する相談時期が同じ時期に行われ、保護者等は、どこで相談を受ければ良いのか混乱を招いていた。

平成15年度から、宮古養護学校を中心とする特別支援教育の推進と障害児（者）地域療育等支援事業や国立大学法人琉球大学のサポートが入るようになり、これまで、別々に実施されていた相談事業を一本化する機運が生まれてきた。

相談事業の一本化に向けては、医療・福祉・保健系を中心としたネットワークをまとめていた地域支援コーディネーターが保護者からの療育相談の窓口になり、関係機関をつなぐ調整役を担った。また、教育系を中心としたネットワークをまとめていた宮古養護学校は、教育委員会や市町村教育委員会と連携して、県立総合教育センターの巡回相談を保護者へつないでいった。この二つのネットワークを統合する形で新たなネットワークの構築が、平成17年度に一つの形を形成し、実施に至った。

この中で、特に小学校、中学校では、各校の特別支援教育コーディネーターが宮古養護学校のコーディネーターとのネットワークを構築し、特別支援教育の体制整備を進める形で、就学前と就学後の障害のある幼児児童生徒の支援を継続することができるようになった。

5（事例）地域ネットワークを活用した巡回相談

平成16年度まで、県立総合教育センター特殊教育課が実施してきた巡回教育相談は、教育センター嘱託医と就学相談員（14校の養護学校の教員に委嘱している）を中心に、単独で行われてきた。しかし、その開催時期が福祉、保健機関が行っている巡回療育相談と同時期に開催されていた

ために、保護者の混乱を招いていた。

この反省を受けて、平成17年度から、地域支援コーディネーターが市町村教育委員会と連携して、巡回教育相談と巡回療育相談を同会場で同時開催することとした。

理学療法士や作業療法士を中心とする療育相談コーナー、医師を中心とする医療相談コーナー、教育センター委嘱の養護学校教員や大学教員を中心とする教育相談コーナーを設けて相談活動を展開した。

保護者にとってはニーズに応じて相談窓口を選択し、必要なアドバイスを受けることができたということで、その評価は高かった。

このような相談活動を通して、各関係機関が地域ネットワークの有効性を確認し、ニーズに応じた支援体制のひな型を構築することができたと思われる。

平成17年度からスタートした宮古島地区における地域ネットワークを活かした相談活動は、特に、市町村教育委員会の役割と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることができたが、ここに至るまでには、地域支援コーディネーターや琉球大学、宮古養護学校の積極的な介入によって、「点」であった各機関がつながりを持つことで一つの「線」を生むことになった。この「線」がいくつも重なることで多面的な支援体制が構築され、障害のある幼児児童生徒やその家族への具体的な生涯につながる「とぎれない支援」が展開されることになる。

6 今後の課題

地域ネットワークの構築は、宮古島地区の成果を見る限り、人的なネットワークの構築から始まっていた。すなわち、関係機関の担当者同士が直接顔を合わせ、話し合いの場を共有するところから始まり、次第に組織間ネットワークへと引き継がれていった。

障害のある児童生徒が学校に在籍している期間については、教育委員会や養護学校等を含めた各学校が中心となって、地域の関係機関とのパイプをつなぎ、活用していくことが地域ネットワーク構築の鍵になるものと考えられる。

沖縄県には、宮古島以外にもニーズのある離島は散在しており、離島地区における特別支援教育に係るネットワークづくりは、今後も続けられる大きなプロジェクトである。

平成17年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会が設置され、各教育事務所ごとに地域特別支援連携協議会が同時に設置された。すべての教育事務所は、離島地区を管轄しており、散在する各離島地区にも広く支援の手が広がることをめざしているが、まだ、具体的な取り組みは進められていないのが現状である。

平成18年度から、沖縄県広域特別支援連携協議会内に、ワーキンググループとしての「検討部会」が設置され、離

島地区を含めた支援体制構築の具体的な施策の検討が進められている。特に、平成18年度からは、県が推進してきた地域療育等支援事業が各市町村に移管されることを受けて、これまでの地域支援コーディネーターの役割を市町村が実施することになり、各自治体にとっては、人材の確保や具体的な支援の取り組みが問われてくる。

社会情勢に応じて、支援体制の在り方も変容を余儀なくされることと思われるが、今後の特別支援教育の推進を含めて、障害のある幼児児童生徒の支援につながる地域ネットワークの構築のために、以下を課題としたい。

- (1) 障害のある幼児児童生徒とその家族が安心して生活できるためにも、地域における関係機関が必要に応じて適切な支援を受けられる体制を整備する。
- (2) 「個別の支援計画」が「途切れない支援計画」になるよう、福祉・保健機関から教育機関へ、教育機関から福祉・労働機関への引き継ぎを適切に行う。
- (3) 人的なネットワークから組織的なネットワークへ拡がるために、関係職員の人事異動に伴う連携機能の低下を防ぐ。
- (4) 広域特別支援連携協議会と地域特別支援連携協議会の機能の充実を図る。

7 おわりに

本報告では、本県の離島の一つである宮古島地区における地域ネットワークの状況をまとめた。平成19年度から、学校教育法の一部改正に伴い、特別支援教育が本格的に整備充実の時期を迎え、離島を抱える各自治体は、すべての障害のある幼児児童生徒が、平等に「途切れない支援」が受けられるよう、地域ネットワークの充実に向けて、具体的な取り組みが望まれている。

発表テーマ2：学校の体制整備に向けた支援の在り方

千葉県養護教育センター 主任指導主事
金澤 義廣

1 千葉市における特別支援教育の現状

(1) 特殊学級・養護学校の設置状況

①市内の公立学校数・児童生徒数（H18.5.1現在）

	市立小学校	市立中学校	市立養護学校	合計
学校数	120	56	2	178
児童生徒数	51,604	21,638	226	73,468

②特殊学級等の状況

○特殊学級の障害種

- ・知的障害、情緒障害、言語障害、難聴、病弱、虚弱

○通級指導教室の障害種

- ・言語障害、情緒障害

○特殊学級等の設置率

- ・小学校 32.5% ・中学校 25.0% ・全体 30.1%

(2) 通常の学級に在籍する軽度発達障害児童生徒の割合 市立全小・中学校を対象にした実態調査結果（平成15年度）

- ・小学校1.7% ・中学校1.0% ・全体1.5%人

- ・人的配置を要望する学校が71%→調査結果を指導員配置の予算要望に活用→16年度に8名の指導員確保→17年度16名に増員

(3) 千葉市の小・中学校における特別支援教育体制の状況（17年度・文部科学省調査）

- ・校内委員会の設置
- ・特別支援教育コーディネーターの校務への位置づけ
- ・個別の指導計画の作成
- ・巡回相談の活用

2 千葉市養護教育センターからの学校等への支援

(1) 学校への支援

- ・特別支援教育指導員配置事業（後述）
- ・学校訪問相談員派遣事業（学校からの要請や指導員配置校へ派遣しての指導助言）
- ・教員向け指導資料（国語編、算数編、ソーシャルスキル編Ⅰ・Ⅱ）、センターだよりの発刊
- ・特別支援教育推進に関する研修・公開講座等の実施（全20講座）
- ・特殊学級・通級指導教室への支援（新設特殊学級等への指導用備品配当、教室改修）

(2) 児童生徒・保護者への支援

- ・障害のある子どもの学校生活サポート事業（移動等を支援するためのボランティアの派遣）
- ・教育相談活動（来所相談、電話相談、医療相談、土曜教育相談）→必要に応じて学校訪問や療育センター・児童相談所等と連携
- ・軽度発達障害児を対象としたグループ活動（4グループ）及び宿泊学習（2泊3日）
- ・特殊機器の貸出（階段昇降機、拡大読書器、FM補聴器、体験学習用車椅子等）

3 学校の体制整備に向けた特別支援教育指導員配置事業

(1) 目的

通常の学級に在籍するADHD児等の内、学級での授業や活動が困難な状況にあり、緊急に対応が必要な学校に対して、一定期間（原則半年間）、特別支援教育指導員を配

置いて対象児童生徒の状況の改善及び校内支援体制整備を図る。

(2) 指導員の資格・勤務等

- ・小・中学校の教員免許を取得している者
- ・大学等で障害児教育又は教育心理の課程を履修している者
- ・週3日14時間勤務（非常勤職員）
- ・指導員の資質・指導力の向上を図るため、配置前研修及び月1回の研修を実施。
- ・対象児の学習面や対人関係等の社会性の育成をめざした支援を行う。

(3) 指導員配置対象児の状況

①校種・学年（前期・後期と継続して配置している場合は1名として集計）

校種	小学校							中学校				合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	
16	2	4	2	4	2	1	15	1	0	0	1	16
17	8	6	5	3	4	2	28	0	2	0	2	30
18	3	10	5	3	6	0	27	0	1	0	1	28
合計	13	20	12	10	12	3	70	1	3	0	4	74

②障害の種類（医者の診断はないが、行動面等で疑いがあると思われる子を含む）

年度	ADHD	高機能自閉症	アスペルガー	広汎性発達障害	その他	合計
16	10	1	0	5	0	16
17	17	10	1	1	1	30
18	20	1	2	3	2	28
合計	47	12	3	9	3	74

(4) 指導員配置後の状況調査の実施

- ・指導員配置対象児童生徒の状況（実態調査シートでの把握を含む）
- ・校内委員会の活動状況
- ・個別の指導計画の作成状況
- ・他の支援を必要とする児童生徒への対応状況

(5) 指導員配置事業の成果と課題

①成果

- ・担任と指導員との連携した指導により対象児童生徒の状況が7割方改善
- ・校内委員会の開催・対象児童生徒の個別の指導計画の作成は100%実施
- ・担任の対象児童生徒への理解や適切な対応の定着、他の教職員の意識の向上

②課題

- ・行動面の改善後の学習支援
- ・校内委員会の在り方（個別の指導計画の作成・修正・評価や学級への支援計画の検討の場に）
- ・管理職を含めた教員の特別支援教育の推進に向けた意識の向上

Ⅲ. 協 議

上述した二つの発表を踏まえて、質疑と協議が行われた。

1 質疑と協議

沖縄県の発表に対して、連携する際の資料の内容や活用についての質問があり、決まった様式のファイルやシートのようなものは、作成していない旨の回答があった。しかし情報を共有するため、地域療育等支援コーディネーターが保護者からの情報を一つにまとめる取り組みをしているという発言があり、それは保護者が了解しているのか確認があった。また、地域療育等支援コーディネーターの人数について質問があり、沖縄県全体で8人、本島で6人という回答があった。

千葉市の発表に対して、指導相談員になるのは、どのような人かという質問があり、教員OBであること、指導員には4月に研修があること、月に1回レポートを持ち寄った報告会があること、その取り組みに対してセンターで指導助言を行っていること等の回答があった。指導員の学級への入り方について質問があり、それについては、学級みんなのために入ってもらう形でクラスに入りながら、その子を取りまく子どもたちも育てていくようにし、個別で対応が必要な場合には対応する、という回答があった。

協議では、個人情報の取り扱いの問題、巡回相談の実践、幼稚園・保育所とセンターとの連携等について、情報交換が行われた。

2 まとめ

1) 協議のまとめと研究所からの依頼

当研究所の小林が、分科会での協議を以下のようにまとめた。

島が点在している県、山が地域を分断している県等、様々な物理的状況が地域にはあるが、それぞれの地域の状況に合わせて、様々な機関と連携しながら教育相談を実施している。例えば、沖縄県のように地域の療育機関と教育機関が連携のとれている地域では、教育センターがどのような役割を果たしていくのかを検討していくことが必要であろう。また、発達障害のある子どもの保護者へ理解を促すためには、子育て支援という日常の場からスタートする支援

が大切であり、母子保健や保健師との連携も重要である。限られた時間と人と予算の中で工夫していることを出し合い、それぞれの地域に合わせて生かすように考えていくことがこの協議会の重要な意義だと考える。

また、当研究所教育相談部では、全国の特殊教育センターにおける教育相談活動の状況を把握し、連携を深め情報交換を進めていくことを目的として「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」を実施しているので、調査への回答を依頼した。なお、この調査結果については、本年報の31ページに掲載した。

2) 事情聴取の結果から

以下に、事情聴取結果の傾向について報告する。

(1) 平成18年度事情聴取集録から

教育相談に関する事項について56機関からの事情聴取の結果を概観し、各地域の教育センターが実施している教育相談についてその傾向をまとめた。

1) 特別支援教育に関する教育相談の対象者

全56機関のうち、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者を教育相談の対象としている機関が53機関、幼稚園・小学校・中学校・高等学校（以下、幼・小・中・高と略す）の教員を対象としている機関が53機関という結果であり、ほとんどの教育センターで、障害のある幼児・児童・生徒とその保護者及び幼・小・中・高の教員を対象としていた。相談対象者の年齢別内訳では、3歳未満児の教育相談は約7割の機関で行われていなかった。一方、高校生の教育相談は、巡回・要請相談は少ないが、来所相談や電話相談は6割から7割の機関で1～50件の相談を実施していた。また卒業後にも巡回・要請相談を実施している機関がみられる。

2) 早期の教育相談の実施について

連携機関として「医療機関」「療育センター」「児童相談所」「相談センター等」「発達障害者支援センター」を11機関が挙げている一方で、「保健・福祉・医療機関との連携」を実施上の課題としてあげている機関も12機関あり、早期の教育相談の実施状況が二分されてきている状況が伺われる。

3) 学校と連携した教育相談の実施の課題について

① 盲・聾・養護学校との連携

盲・聾・養護学校と連携した教育相談の実施について、昨年度は「教育相談担当者の養成や専門性の向上」(13機関)が多く機関の課題であった。しかし、今年度は、「情報収集及び共有の場の確保」(11機関)、「センター的機能との関連、連携」(10機関)が多く機関の課題となり、地

域のシステムの構築が課題となってきたことが推測される。

② 幼稚園・保育園との連携

幼稚園・保育園と連携した教育相談の実施では、「障害についての理解や対応」が、昨年度は、11機関で挙げられていたが、今年度は14機関から挙げられている。幼稚園・保育園への理解啓発には、引き続き、目が向けられていることが示されている。

③ 小・中学校との連携

小・中学校と連携した教育相談の実施では、「個人情報の保護」(8機関)、「教員、保護者への理解及び啓発」(8機関)を課題としている機関が多かった。昨年度の課題としてあげられていた「連携の在り方(相談機関,各学校)」(11機関)「学級での子どもの理解と対応」(10機関)に関しては、より具体的な内容として表現されており、小中学校とのかかわりが深まってきていることが予想される。

④ 高等学校との連携

高等学校と連携した教育相談の実施では、「特別支援教育についての理解・啓発」(27機関)をセンターの5割弱が課題としてあげている。

以上のようにセンターと学校との連携の課題は校種によって異なっており、さらにその課題が変わってきていることは、特別支援教育の振興の現れとして受けとめることができる。一方、幼稚園・保育所や高等学校との連携の課題は、特別支援教育の拡大を進めていく上での課題として受けとめることができる。

IV. おわりに

今回の分科会における沖縄県の発表は、教育委員会が行う巡回教育相談と福祉・保健機関が行う巡回療育相談を同時に同一会場で開催することにより、市町村教育委員会と地域の関係機関との具体的なつながりを深めることにつながった事例であった。離島という限られた資源の中では、各機関がそれぞれに活動することも重要だが、連携し、協力し合うことでそれぞれの機関の役割分担が明確になり、島の住民の生涯にわたる支援が展開される可能性がある。相談会の開催をきっかけにネットワークが構築された地域の実践発表であった。この実践は、離島に限らず、過疎の地域にも参考になる実践ではないかと考えられる。

一方、千葉市の発表は、小・中学校に特別支援教育指導員を配置することにより、小・中学校の校内支援体制の整備を推進した実践例であった。指導員を派遣するだけでなく、教職員を対象とした研修の実施や教育相談活動も行っている。その結果、校内委員会の開催や対象児童生徒の個

別の指導計画作成は100%行われ、小・中学校の教職員の特別支援教育に関する意識の向上が成果として現れている。指導員等が小・中学校に入り込むことによって、小・中学校の校内支援体制が構築されるとともに、子どもの見方や対応が多様になった実践発表であった。この実践からは、校内支援体制が機能するように小・中学校に積極的に働きかけていくことの重要性を示している。

特別支援教育という大きな流れの中で、教育相談活動は、大きな位置を占めてきていると考えられる。特に教育センターは、個別の相談を対象とするだけでなく、学校という組織を対象にコンサルテーションを実施することも必要

になってきている。また、特別支援学校や関係機関と連携しながら地域の相談活動を行うこともある。教育的ニーズのある子どもがより豊かに、そして生活しやすくするために、教育相談は重要な役割を果たしている。この教育相談活動をどの様に充実していくかのヒントは、実際に担当している者同士の情報交換の中から、見いだせる可能性も大きい。このような意味から、この全国特殊教育センター協議会は重要な役割を果たしている。本研究所の教育相談部も各地の教育センターとの連携を深め、この協議会を通して、情報の収集や提供について協働してすすめていきたいと考えている。

(文責：小林倫代)

「全国特殊教育センターの教育相談関係調査」結果の報告

1. 調査の目的

特別支援教育のナショナルセンターとしての本研究所の教育相談部の活動として、平成18年度から、地域の教育センターや盲・聾・養護学校等の教育相談担当者を支援しうる教育相談活動、研究や研修に資する活動としての教育相談、海外に在住する（予定している）障害がある児童生徒を養育している日本人や日本人学校等への教育相談活動を行うこととなった。

これらの活動を進めていくために、本研究所教育相談部では、全国の特殊教育センターにおける教育相談活動の状況を把握し、連携を深め情報交換を進めていくことを目的として、アンケート調査を実施した。

2. 方法

1) 調査対象

全国特殊教育センター協議会加盟機関56機関を対象とした。全国特殊教育センター協議会の名簿に記載されているメールアドレスに、アンケート用紙を添付して送付した。

2) 調査期間

平成18年10月13日～平成18年10月31日。

回収は、メール、FAX、郵送による返信のほか、10月

26日に開催された「全国特殊教育センター協議会岩手大会」の会場でも回収を行った。

3) 調査内容

本研究所の教育相談部の業務にかかわる情報の収集と、全国特殊教育センターにおける状況を把握するため、以下のような内容について調査した。

- ①教育相談を実施する上での苦慮していること
- ②本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること
- ③個人情報保護法との関係で配慮している点
- ④地元の障害児者に対する教育相談機関の情報について
- ⑤地域内の教育相談の体制やシステムについて
- ⑥国外在住邦人や日本人学校等からの教育相談の対応窓口等の内容について

3. 結果

42機関からの回答があり、回収率は75%であった。

1) 教育相談を実施する上での苦慮していること

「貴機関で教育相談を実施する上で苦慮している点はなんですか？」という設問に対して「人的・予算的な制約」「相談者に十分対応する時間が少ない」「各障害種別に対応した人員の確保」「教育相談に係る専門的な知識の修得」「相

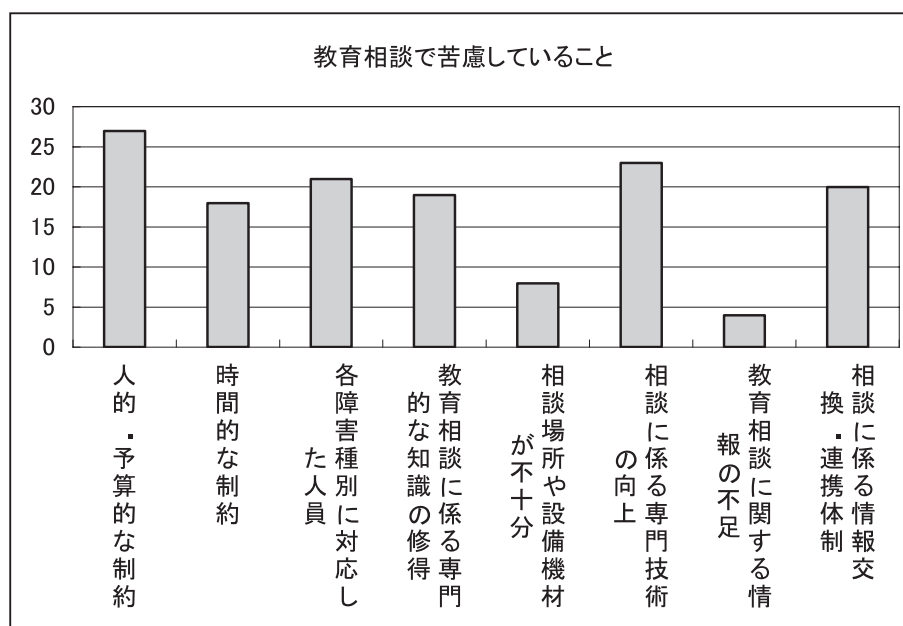


図1 教育相談を実施する上で苦慮していること

談場所や設備機材が不十分」「相談に係る専門技術の向上」「教育相談に関する情報の不足」「相談に係る情報交換・連携体制」「その他」の中からあてはまるもの全てについて選択を求めた。

結果は、図1に示すとおりである。教育相談を実施する上で最も苦慮していることは、「人的・予算的な制約」であり、42機関中27機関が選択していた。また、「相談に係る専門技術の向上」「各障害種別に対応した人員の確保」についても回答した機関の半数以上が選択していた。

2) 本研究所の教育相談・相談機関支援に期待すること

「研究所の教育相談・相談機関支援に期待することをお書きください」という設問に対して、37機関から回答があった。回答は、様々な内容があり、1機関で複数の内容を記載しているところもあった。これらの内容を整理してみると以下のようなことであった。

「相談事例の提供」を回答した機関が13機関あった。相談事例の内容としては、「特異な（対応困難な）事例」「軽度発達障害児特に高校や大学生の事例」「軽度発達障害児の中学校段階での進路指導」等の内容が記載されていた。

「専門的知識や技術等の研修」を回答した機関も13機関あった。「カウンセラーとしての技術を向上させることが難しいので、技術を向上させるための研修や情報を提供していただくとよい」「教育相談に係る専門的知識・技能等に関する情報発信」「相談に対応する者の技術向上のための研修」等の内容が記載されていた。

「教育相談に関する情報提供」を回答した機関は11機関であった。ここでまとめたものは「県外の相談機関の情報

交換及び照会」「教育相談に関する大切な情報をできる範囲で教えてほしい」「高い専門性、最新の研究動向をふまえた情報提供」等、全体的な情報提供を求めている。

「マニュアルやガイド等の作成」を回答した機関は8機関あった。「学校支援を進めていくに際し、各都道府県の相談機関における具体例等をふまえ、マニュアル的なものがあれば提示してほしい」「障害のある子どもの教育相談マニュアル」の続編（中・高等学校編 等）の発行等の内容が記載されていた。

「教育相談にかかわる体制・連携の情報」を回答した機関は6機関であった。「地域の教育相談体制づくりに関するモデル」「関係機関との連携が必要だとわかっているが、実際に福祉、医療、専門機関との具体的で実際的な連携の在り方について情報がほしい」等の記載があった。

「教育相談の進め方に関する情報」を回答した機関は5機関あった。「中学校、高等学校における発達障害児への理解と学校コンサルテーションの進め方について」「県や市町村相談機関への支援として、特に学校コンサルテーションのモデル案」等の記載があった。

「教育相談への助言・指導」を回答した機関は5機関あった。これは、当研究所に直接助言や指導を求めているものであり「対応の難しいケースについてスーパーバイズを頂きたい」「巡回支援、事例会議等への参加助言、指導」等であった。

3) 個人情報保護法との関係で配慮している点

「個人情報保護法との関係で配慮している点があれば、具体的にご記入ください」という設問に対して、39機関から回答があった。どの機関も、「保護者の了解・確認」「保

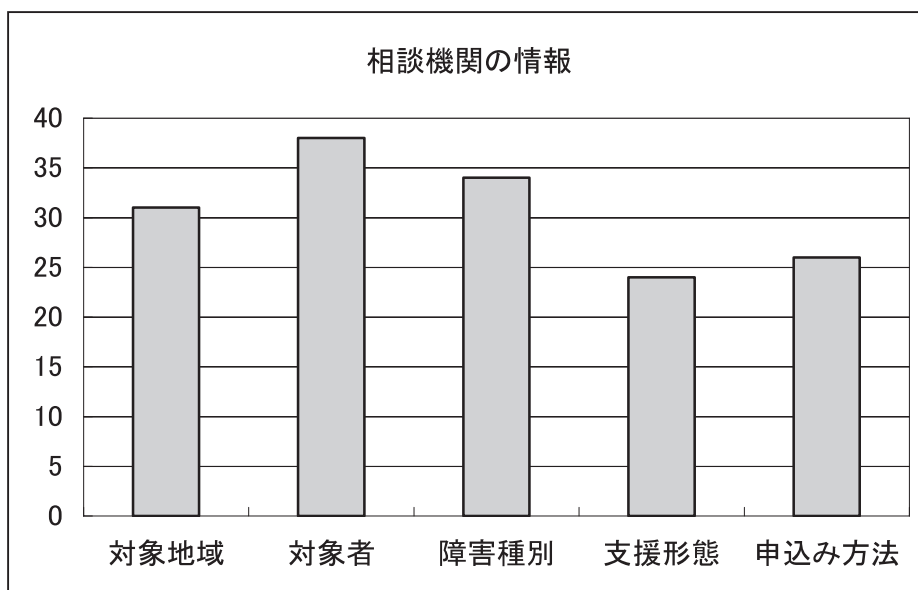


図2 把握している相談機関の情報

護者を通して情報のやりとりを行う」等の保護者を絡めて情報を扱うことが述べられていた。そのほかには、「相談記録の保管について制限を設けている」としている機関も多く、その制限は、「記録保管は1年」「記録保管は5年」「記録保管は相談終了時まで」「相談ファイル及び業務に関する諸記録は、専用PCへ（所員専用：パスワード有）」「相談記録（個人カルテ）の管理室を設置」「記録はしない」等であった。

また「教育相談業務に係る個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「教育相談業務に係る個人情報保護に関する規定」を制定している」とした機関もあった。

4) 地元の障害児者に対する教育相談機関の情報について

「地域内の障害児者に対応できる相談機関の情報をお持ちですか」という設問に対して、41機関が「もっている」という回答であった。

相談機関情報をもっていると回答した機関に対して、相談機関のどのような情報をもっているのかを「対象地域」「対象者」「障害種別」「支援形態」「申込み方法」に分けて尋ねた結果を図2に示した。「対象者」「障害種別」の内容については回答した約8割の機関が把握していた。

これらの情報をWeb上に掲載している機関は11機関であり、直接リンクを張っても良いと回答した機関は9機関であった。

また、今後、相談機関の情報を収集する予定のある機関は5機関であった。

5) 地域内の教育相談の体制やシステムについて

39機関から回答があった。その内容は表1に示した通りである。教育事務所や福祉圏域を単位にシステムやネットワークを構築している地域が多く見られる。そのシステムに養護学校等のセンター的機能を組み合わせているもの、国の推進事業をベースにしながら展開しているものなど、地域の状況に合わせた体制やシステムの構築を試みている。

6) 国外在住邦人や日本人学校等からの教育相談の対応窓口について

これについては、40機関から回答があった。

4. まとめ

本調査の結果から、次のようなことが理解できる。

全国特殊教育センター協議会に所属している機関では、教育相談を実施する上で一番苦慮していることは、「人的・予算的な制約」である。人的な課題と予算的な課題は深く関係していることである。「相談場所や設備機材が不十分」という回答が少なかったことを考えると、「人的・予算的な制約」の回答内容は、人件費の課題と考えられる。人的な課題としては、「各障害種別に対応した人員の確保」の問題や「教育相談に係る専門的な知識」「相談に係る専門技術」に関することが挙げられていた。つまり、相談には、様々な障害種の子どもたちが訪れるが、その全ての障害種を網羅できるだけの人的な配置（人件費の確保）が無いこと、そして障害に関する専門的知識だけでなく、教育相談に関する知識や技術にも不安があることが教育相談を実施している人が苦慮している点と考えられる。

この回答をさらに反映していると考えられるものが、「本研究の教育相談・相談機関支援に期待すること」である。この回答は、「相談事例の提供」「専門的知識や技術等の研修」「教育相談に関する情報提供」「マニュアルやガイド等の作成」「教育相談にかかわる体制・連携の情報」「教育相談の進め方に関する情報」「教育相談への助言・指導」と整理したが、大きくは、「情報の提供」と「研修実施の要望」と「現場での指導」という内容である。

教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等を求めており、さらにこれらについて研修の場を求めている。本研究所では、平成15年度を最後に「教育相談講習会」を発展的に解消した。しかし、調査結果からは、教育相談に関する知識や技術、教育相談事例の実際、教育相談の進め方等の研修が求められていることが明らかになった。これらの内容については、本研究所教育相談部でマニュアル等を出版しているが、十分ではないのかも知れない。

多くの機関が、地元の障害児者に対する教育相談機関の情報を持っていたが、それらの情報をWeb上に掲載している機関は少なく、本研究所と直接リンクをはっても良いと回答した機関はわずかであった。この情報社会の中では、相互の信頼関係の中で情報の提供を行っていくことが重要である。特殊教育センター協議会というネットの中で、教育相談機関情報が提供しあえる環境が整えられたら素晴らしいことと考える。

本稿では、今回の調査結果からまとめたが、全国特殊教育センター協議会に所属している機関の平成17年度の全国的な教育相談活動の状況は、岩手県総合教育センターが実施した全国特殊教育センター協議会における事情聴取から把握することが出来る。（文責 小林倫代）

表1 地域内の教育相談の体制やシステム

北海道立特殊教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・14教育局管内における特別支援連携協議会の設置 ・盲・聾・養護学校のセンター的機能の充実及びネットワーク化 ・特殊教育センターと盲・聾・養護学校との連携相談（教育相談パートナー事業）
青森県総合学校教育センター	青森県障害のある子どものための総合支援連絡協議会を開催し、県全体における教育、福祉、保健・医療等の関係機関等の関係機関が一体となった相談支援体制の整備を続けている。
宮城県特殊教育センター	・県内20校の盲・聾・養護学校が各地域のセンターとして、保育所、幼稚園、小学校等への教育相談の体制を整えている。
秋田県総合教育センター	・相談について解決していくための関係機関の連携システムの構築
山形県教育センター	山形県総合療育訓練センター、山形県発達障害者支援センター、山形県中央児童相談所、盲・聾・養護学校の教育相談窓口、当センター教育相談部等を紹介したり、紹介されたりしての相談があります。*当センター教育相談部とは、情報交換も行っています。
福島県養護教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県外の7つの教育事務所に相談の窓口を置き、県教委と連携している。 ・巡回相談については、県内に4つの支援チームを置き、全県を支援している（支援チームと県教委の連携）。 ・県内盲・聾・養護学校の教育相談部と養護教育センターの教育相談部が連携している（養護教育センターと県教委との連携）。
茨城県教育研修センター	<ul style="list-style-type: none"> ・盲・聾・養護学校の小・中学校への相談体制が整備され、地域での相談が積極的に進められている。 ・専門家会議や巡回相談等、教育相談の機会が増えてきている。
栃木県総合教育センター	特別支援教育推進事業、盲・聾・養護学校センター化推進事業の実施により県内の相談支援体制の仕組作りをすすめている。
群馬県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育サポート事業で県内の保育所・幼稚園、小・中・高、中等教育学校を専門相談員がサポートしている。 ・県立盲・聾・養護学校の地域支援事業でセンター的機能による地域へのサポートをしている。
埼玉県立総合教育センター	盲ろう養護学校の相談機能が徐々にではあるが整備されてきたので、当センターがコーディネートし、より活性化するよう働きかけ、支援している。
千葉県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・センターの相談は、来所、出張、電話、メール等の相談と、年間10回程度の各地域での巡回相談を行っている。 ・盲・聾・養護学校は地域のセンターとして、学区内もしくは障害種によっては全県の教育相談活動を実施している。 ・相談者のニーズに応じた情報提供、情報収集
東京都教育相談センター	東京都においては、東京都教育相談センターが、都全体の広域の教育相談機関としての役割を担っている。都の教育相談センターでは、主に高校生の相談を実施している他、区市町村教育相談機関に対する実態調査や、助言、支援などを行っている。
神奈川県立総合教育センター	神奈川県では、国が進めている特別支援教育コーディネーターが担う役割の範囲をいじめ・不登校等まで広めて、教育相談コーディネーターとして養成している。各学校の教育相談コーディネーターや盲・ろう・養護学校の地域支援担当者が地域内における教育相談体制の中心的な役割を果たし、より専門的な相談機関との連携を進めている。
新潟県立教育センター	新潟県では、上越、中越、下越の3つの地域の教育事務所を単位として、各市町村や特別支援学校から専門相談員を委嘱し、LD等をはじめ障害のある児童生徒の相談支援にあたっている。
富山県総合教育センター	富山県総合教育センター、地域センター校としての特殊教育諸学校、障害児のための教育相談員の配置、地域特別支援連携協議会における地区相談会、教育事務所、児童相談所、発達障害支援センターなどで、個々に相談に応じており、相談者は多くのところから相談機関等を選択できる。これらの機関では、場合によっては連絡を取り合うこともある。
石川県教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談（巡回教育相談、巡回就学相談） ・訪問相談（専門相談員派遣、巡回相談員派遣、早期からの訪問相談）
福井県特殊教育センター	県内を福祉圏域の5地区（ブロック）に分けて、専門家チーム会を設置し、当センターの業務、事業体制も、この5地区に対応させて、地区別に対応しながら地域支援体制の構築を図っている。
山梨県総合教育センター	<p>支援地域内における連携体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5支援地域の設定と地区特別支援連携協議会の設置 ・支援地域内のリソースの活用 ・連携について <p>地区特別支援連絡協議会－養護学校－教育事務所、地教委等の教育行政及び教育関係機関－関係諸機関（医療・保健・福祉・労働等）</p>
長野県総合教育センター	長野県教育委員会「相談情報」に相談窓口の一覧を掲載している。
岐阜県教育委員会特別支援教育課（総合教育センター）	岐阜県総合教育センター内にて、面接相談、電話相談を実施。平成18年度に不登校やいじめ等の相談ダイヤルに加え、発達相談専門の相談ダイヤルを新設し、県内の発達に遅れやつまずきのある子どもの保護者や療育や教育にあたっている人々の相談を受けている。
静岡県総合教育センター	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談体系化推進事業では、「相談手帳」を試作し、養護学校や、モデル地域で試験的に使用してもらった。 ・上記事業の運営委員が県の広域支援連携協議会のメンバーに移行し、その中で、今後の在り方について検討中である。

滋賀県総合教育センター	就学前は県立2ヶ所、市町等での療育、発達相談および盲・聾・養護学校での教育相談で、就学に向けては県、市による巡回就学相談および、盲・聾・養護学校の教育相談で、就学後は、上記教育相談に加え、市によっては発達支援センター等が対応している。県全体について就学前から高校生までの主として学習障害等教育相談に県総合教育センターが、就学後も含めた発達障害児者には発達障害者支援センターが対応している。就労後の障害者については生活支援センターが対応している。以上、本県においてはシステム整備が進んでおり、さらに、発達障害者の就労および、就労後の支援システムの充実が求められている。
大阪府教育センター	府内を7ブロックに分け、各ブロックにおいて盲・聾・養護学校の推進校を中心として、地域支援を行っているところである。 今年度より、各市町村41名、盲・聾・養護学校24名のリーディングスタッフを指名し、週6時間のあと補充を行い、地域支援の充実を図っているところである。
兵庫県立障害児教育センター	特別支援教育にかかわって ①センターでの電話及び来所相談（LD、ADHD等の相談に関しては、平成16年度より「ひょうご学習障害相談室」を設置して対応） ②県下15ヶ所での巡回教育相談 ③県内を3ブロックに分け、医療・心理・教育からなる専門家チームを設置し、依頼に応じて、派遣する 以上を「継続した支援」となるように配慮して推進している。
奈良県立教育研究所	校内（コーディネーターを含む）での相談を一次、市町村教育委員会での相談を二次、研究所での相談を三次相談と位置づけて連携して行っている
和歌山県教育センター学びの丘	各盲・ろう・養護学校が、それぞれの地域で「地域特別支援教育等研究協議会」を設置し、教育相談のネットワークを築いている。
鳥取県教育センター	県の福祉部局が主体となって、県内の3圏域（東部・中部・西部）における相談支援体制整備を行っており、この中に教育機関（学校も含む）も各期の構成員として位置づけられている。 また県中部にある倉吉市で「発達障害支援体制整備事業モデル事業（平成17～19年度）」として、早期発見、早期療育から教育につなげる体制の整備と、生涯を通じた継続した相談・支援体制の整備、関係機関等地域のネットワークづくり、体制の整備を実施している。保護者・保健・医療・教育・就労関係者、地域住民等が連動した取り組みを行っている。
岡山県教育センター	・県内を4つの地域に分け（中核市を除く）、養護学校を拠点校として相談支援体制を構築している。 ・県教育センターでは、保護者や担任等のニーズに応じて、親子並行面談を実施している。
広島県立教育センター	県立施設においては、教育センターでの教育相談のほか、県内盲・聾・養護学校のうち5校に専任の教育相談主任を配置し、地域のセンター的機能の充実を目指している。市町では、教育、福祉、医療等の機関が一体となった連携組織をつくり、乳幼児期から学校卒業までの一貫した相談支援体制の整備を進めている。
山口県教育研修所	相談のニーズに応じて相談機関を紹介できるよう外部機関で連携を図っているが、システムの構築にまで至っていない。
香川県教育センター	「県相談業務支援ネットワーク情報交換会」が県警本部で行われており、相談者のニーズに応じた相談機関の理解を深めている。
愛媛県総合教育センター	・教育相談体系化事業の後、松山市において、幼児通園施設や教育委員会、盲・聾・養護学校、教育センター、児童相談所等が毎月1回情報交換を行う連絡会を実施している。
福岡県教育センター	県内6教育事務所ごとの教育相談ネットワークが構築されている。その中に各地域にある盲・聾・養護学校も参加している。（福岡市と北九州市は別組織。しかし、北九州市内にある県立盲学校と聾学校は北九州市立の学校及び医療・福祉機関との相談ネットワークに参加している。
長崎県教育センター	・教育相談課で「特別支援教育班」といじめ、不登校、生徒指導を取り扱う「相談班」が連携して難しい事例にも対応できるような体制をとっている。 ・「総括コーディネーター」を地域ごとに指名し、特別支援教育コーディネーターの統括にあたるようにしている。
大分県教育センター	教育事務所ごとにブロック分けし、該当地区の養護学校が相談に対応するよう、相談支援体制を構築している
沖縄県立総合教育センター	・県内特殊教育諸学校にセンターが就学相談員を委嘱し、センターと各学校間の教育相談支援体制を構築している。 ・各障害者団体の情報を把握してはいるが、教育相談体制やシステムの構築には至っていない。
川崎市総合教育センター 特別支援教育センター	特別支援学校の地域支援について地区割りを行いそれぞれに相談窓口を設けるようにしている。
横浜市養護教育総合センター	就学前の相談は、市内の6つのブロックごとに地域療育センターやリハビリテーションセンターが中心に行い、障害のある子の就学相談や学齢期の相談は当センターが中心に行う。学齢期のそれ以外の相談全般は、教育総合センターにて、相談をしながら、必要に応じて各相談機関へつなげる。また、小中学校に定期的に学校カウンセラーやスクールカウンセラーを派遣し、ここでも必要に応じて相談機関を紹介する。

教育相談運営 スタッフ一覧

平成19年度 教育相談部職員

教育相談部長	後 上 鐵 夫	主任研究員	大 崎 博 史
上席総括研究員	渥 美 義 賢	心理療法士	伊 藤 由 美
上席総括研究員	西 牧 謙 吾	心理療法士	植木田 潤
総括研究員	小 林 倫 代	脳波測定員	亀 野 節 子
主任研究員	大 柴 文 枝		
主任研究員	小 澤 至 賢		

平成18年度 教育相談運営スタッフ (50音順)

渥 美 義 賢 (教育支援研究部)	伊 藤 由 美 (教育相談部)
岩 川 史 子 (教育相談部)*	植木田 潤 (教育相談部)*
大 柴 文 枝 (教育相談部)	大 崎 博 史 (教育相談部、5月1日から)
小 澤 至 賢 (教育相談部)* (チーフ)	小 田 侯 朗 (教育支援研究部)*
海 津 亜希子 (企画部)*	亀 野 節 子 (教育相談部)
後 上 鐵 夫 (教育相談部)*	小 林 倫 代 (教育相談部)
徳 永 亜希雄 (教育研修情報部、9月30日まで)*	
西 牧 謙 吾 (教育支援研究部)	福 本 道 代 (非常勤看護師)
藤 井 茂 樹 (教育支援研究部)	渡 邊 章 (教育研修情報部、10月1日から)

(*年報ワーキンググループ)

<系>の責任者・調整担当者

<系>の総括・調整 大 柴 文 枝

「感覚障害系」	千 田 耕 基 (責任者)	小 田 侯 朗 (調整担当者)
	亀 野 節 子 (部担当者)	小 林 倫 代 (部担当者)
「肢体・病弱系」	笹 本 健 (責任者)	徳 永 亜希雄 (調整担当者)
	植木田 潤 (部担当者)	大 崎 博 史 (部担当者)
「発達障害系」	渥 美 義 賢 (責任者)	海 津 亜希子 (調整担当者)
	藤 井 茂 樹 (調整担当者)	伊 藤 由 美 (部担当者)
	小 澤 至 賢 (部担当者)	

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 教育相談部

所在地：〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5-1-1

教育相談申込専用電話：046-839-6885

教育相談用FAX：046-839-6906

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所 教育相談年報 第28号

平成 19 年 6 月 発 行

代 表 者 小 田 豊

編集兼発行者 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

〒239-8585 神奈川県横須賀市野比5丁目1番1号

電 話 0 4 6 - 8 3 9 - 6 8 9 3 (代表)

URL <http://www.nise.go.jp>
